

平成25年第2回定例会会議録 (第5号)

平成25年6月17日

○出席議員 (25名)

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

○欠席議員 (なし)

○説明のための出席者

市長	浜田博	君	副市長	友永哲男	君
副市長	阿南俊晴	君	教育長	寺岡悌二	君
水道企業管理者	永井正之	君	総務部長	釜堀秀樹	君
企画部長	大野光章	君	建設部長	糸永好弘	君
ONSENツーリズム部長	亀井京子	君	生活環境部長	浜口善友	君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	伊藤慶典	君	消防長	渡邊正信	君
教育次長	豊永健司	君	政策推進課長	稲尾隆	君
保険年金課長	勝田憲治	君	危機管理課長	月輪利生	君
次長兼観光課長	松永徹	君	温泉課長	江口正一	君
商工課長	挾間章	君	農林水産課長	八坂秀幸	君

次長兼環境課長	伊藤守君	次長兼障害福祉課長	岩尾邦雄君
高齢者福祉課長	中西康太君	健康づくり推進課長	甲斐慶子君
次長兼都市整備課長	坂東良昭君	教育総務課長	重岡秀徳君
生涯学習課長	本田明彦君	スポーツ健康課長	平野俊彦君
消防本部庶務課長	河原靖繁君		

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	参事兼庶務係長	宮森久住
次長兼議事係長	浜崎憲幸	次長兼調査係長	河野伸久
主幹	吉田悠子	主査	溝部進一
主任	波多野博	主任	甲斐健太郎
主任	池上明子	主事	穴井寛子
速記者	桐生正子		

○議事日程表（第5号）

平成25年6月17日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（吉富英三郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 5 号により行います。

日程第 1 により、14 日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○23 番（河野数則・君） それでは、質問の通告に従いまして、まず最初に浜田市政 10 年を振り返って、2 番目に株式会社イズミとの複合商業施設の立地に関する協定書について、次に行政と民間団体の補助金のかかわりについて、それから別府国際観光港一帯の空き地利用について、それから総合型地域スポーツクラブの今後について、最後に各種都市公園の利用についてという順番どおりで質問をさせていただきます。

まず最初に、平成 23 年 2 月に自民党議員団との政策協定を行いました。それについて、当局側から何度となく申し入れをしましたが、なかなかいい答えが返ってきません。この中に随分入っていますけれども、毎年行政がやらなければならないことだけを羅列しておるのです。取りとめて浜田市長が 10 年間に別府市民に対してアピールするようなことは入っていませんので、また前回と一緒に、秘書広報課長に申し上げておりますけれども、もうちょっと詰めをしよう。でないと、ここで私がこれをやっても全く意味がありません。そういうことで 1 点だけ市長に質問したいと思っています。

この平成 23 年の政策協定の中に、農産漁業を守るための担い手総合支援についてという項目があります。きょうは、農産についてお伺いします。漁業もと思ったのですが、私の義兄が漁業のプロでありますから、私が余りこの議場で漁業のことを申し上げるのはどうだろうかと思っておりますので、まず、別府市の農業における担い手の育成状況についてということで、この政策協定の中に申し上げました。市長は御存じだと思いますけれども、亀川の内竈に堂面棚田というのがあります。これも先ほど申し上げましたが、三ヶ尻議員の土地も一部ありまして、大変地元の方々が、20 年間荒地だったものを、どうしようもならぬような土地だったのです、それをブルドーザー、トラクターあたりを入れて開墾をして、今すばらしい棚田によみがえっています。そこら辺で、お伺いしたいことが何点かあります。

この棚田については、今までは、昨年まではツーリズムの支援事業でやってきました。そのツーリズムの支援事業の中が、今回から政策、企画に変わったのですね。その理由をまず教えてください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

泉都別府ツーリズム支援事業は、観光まちづくり課のほうの事業としてやっておりましたが、機構改革によりこの 4 月から自治振興課の協働推進室のほうに、行政提案型を含めて市民提案型という位置づけで移りました。

その理由は、今後、市民との協働を進めるという大きな目的があります。

○23 番（河野数則・君） それでは、ちょっと意味がわからない。同じ行政間の中で、今までも目的は一緒でしょう。そういう目的で O N S E N ツーリズム部がやってきたのです、今までは、それも補助金の支給の仕方が全部一緒です。それで、どうしてある日突然企画に変わったのかな、それが私は不思議でならぬ。もう一度教えてください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

観光ツーリズム、観光の振興という、それとまちづくりという視点から、ツーリズム支援事業として観光のほうに位置づけてきたという経緯があります。もう今御指摘があったとおり、事業そのものは変更がありませんけれども、これを発展的に拡大して、行政が提案するテーマでやる部分も含めて市役所全体でまちづくりを進めていくという観点から、協働推進室に統合したほうが良いという判断で移行いたしました。

○23番（河野数則．君）　そこで、ある日突然そういうことが、そういう支援を受ける団体に通知があった。ことしから、ツーリズムから企画に変わりますよ。そして、ここにONSエンツーリズム部支援事業と企画に出した書類を持っていますけれども、問題はこういうことなのです。普通のほかの団体は、私はわかりません。しかし、この堂面棚田については、荒れた土地をさらに開墾して棚田に還元しました。そして、菜の花を植えて、レンゲソウの種まきをして、海が見えるすばらしい棚田に再生をしたのです。今まで3年間ツーリズムでお世話になった。では、今度企画にしたときに、またちゃんとしたプレゼンしなさい、こうなったのですね。

市長、よく聞いてください。この棚田の支援事業は、私に言わせるとプレゼン事業ではないのです。そうでしょう。棚田を再生できた、田んぼに稲を植える。それも市民と子ども、保育園の子どもさんもちろんと参加するのです。地域の住民も参加するのです。そういう中で、では、新しいプレゼンをしないと補助金だめですよ、こう言われた。どんな新しいプレゼンがあるのですか。祭りではありません、普通の事業ではありません。田んぼに稲を植えて、レンゲソウを植えて、菜の花を植えて、これ以上のものはできないのです。では、田んぼに芋を植えるとか麦、そんなことは今できませんから、それを2回も3回も同じようなことをさせるのですかとお伺いしている。

○企画部長（大野光章君）　お答えいたします。

先ほど政策推進課長の説明がありましたけれども、若干補足しますと、これまでまちづくりということで主に観光のほうに特化した形でまちづくりを進めておりました。これを各地域の活性化という面で幅広く広げる意味で、当企画部のほうに事業のほうは持ってきました。

それから、今、議員が質問されましたプレゼンの件ですけれども、これにつきましては、もともと支援事業、毎年プレゼンをしていただくのと、年度末にはその成果の発表をしていただいております。その中で特にこの堂面棚田の件、これにつきましては、地域の活性化というスタートのもとで始めて補助を今出しておりますが、基本的にまちづくりについては、3年ぐらいを目安にして自立を目指すものであります。ただし、これについては、半永久的に棚田を守っていただく、また活性化を図っていただくという意味で、立ち上がりとは別に今後の継続としては各事業補助、こちらのほうに移るべき事業に転換してきているのではないかと考えております。

○23番（河野数則．君）　ありがとうございます。私は、その答えを聞きたかった。毎回毎回同じことを、仕事をやって、同じプレゼンをしてというのではなくて、やっぱり保全のためにはそれなりの支援が必要と思います。

そこで、お尋ねしますけれども、この農地については、農業振興地域と市街化調整地域があります。この農業振興については、中山間地域の補助金が出ます。この中身を教えてください。

○農林水産課長（八坂秀幸君）　お答えします。

中山間地域の補助金ですが、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度から中山間地域等直接支払制度というのが導入されております。対象農用地において継続的な農業生産活動を行う集落協定組織に対して、10アール当たり2万1,000円の交付金を交付する制度です。これについては、国・県・市各3分の1ずつの負担であります。この制度により農業生産活動の継続、道路、水路の共同管理、耕作放棄地発生の防止、景観作物の植栽、体験農園等を通じた都市住民との交流、集落の環境整備や地域活性化、協定締結を契機として新たな集落営農組織の育成や認定農業者の育成、担い手の農地の集積、集落における話し合いが活性化、集落としての一体感の高まりなどの効果が期待されております。

○23番（河野数則．君）　そこで、課長、私が申し上げたいのは、今申し上げた東山、内成、天間、これは農業振興地域ですから、合計で2,000万円近くの中山間地域の補助金が出ています。それで、同じような後継者の育成の中に内籠が入っています。入っているのですね。ここは調整区域なのです。ですから、農業振興地域と市街化調整区域、随分格差が違います。中山間地域の補助金は出ません。それなのに後継者の育成事業に入っている。

今、企画部長からいい答弁をいただいたのですけれども、この中山間の交付金は、使い勝手が本当にいい資金なのです。例えば道路に使ってもいいし何に使ってもいい。農地に係るものは何でもいいですよというやつですから。ですから、そういう中で市街化調整区域にもそういうちゃんとした農地にも、やっぱり行政が中山間地域以外の分にも目を向けるべきではないでしょうか。

○ONSENツーリズム部長（亀井京子君）　お答えいたします。

農業行政については、農家の方々の意見を聞きながら問題点の共通認識を持ち、解決策を協議しながら取り組まなければならない問題と考えております。

中山間地域等直接支払交付金が受けられない地区の方々の御意見も聞きながら、どのような問題点があり、どのような将来展望を描くかなどの議論をしながら、行政として支援が必要となれば、その必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○23番（河野数則．君）　大方のことはわかりました。市長、今まで私も、もう田植えは全部終わりましたけれども、いろんな形の中で年に何回かこの堂面棚田にはお伺いしています、収穫のときとか。そこで、やっぱりそういう別府の貴重な棚田を保全するについては、何らかの形で私は市長なり副市長なりに一回でも足を運んでもらいたいな、こう思います。市長、去年までは農林水産課の課長さんに幾ら申し入れしても、なかなか中身がわからなかった。ことしの八坂課長に私が二、三回言ったら、もう全部これ、資料をつくっていただいた。それだけやっぱり違う、やる気が違うのです。

それで、もう1点私が感謝したいのは、今まで例えば田植えがあつて収穫祭がありますけれども、そのときに職員が、係長以下が見えている。ことしの収穫祭は、部長、課長、係、4名の農林水産課が参加していただいた。それだけ堂面棚田が認められたのかなという思いがします。

市長、行ったことがないでしょう、堂面棚田に。あそこから見たら別府湾が全部見える。それから春にぜひ行ってください。菜の花を植えて、レンゲソウの種まきをするのですよ、田んぼに。自然のレンゲソウではないのです。ですから、レンゲと菜の花、それが終わった後に、また稲を植えるわけですから、これ、ぜひ私は亀川の堂面棚田だけでなく、別府市の財産と思っていますので、内成と同じように将来的にちゃんと守っていただきたいということで、この問題は終わります。

続いて、株式会社イズミとの複合商業施設の立地に関する協定書についてということですが。

協定書が、ここにあります。この協定書の日付が、平成18年6月2日になっていますので、もう6年以上が経過しました。そういう中でイズミ立地、その後、どういう展開になっているのか、まず検証、どんな形で検証しているのか、お知らせください。

○商工課長（挾間 章君）　お答えいたします。

イズミが平成19年に開店してから、通行量調査や商店街の小売業の売上等を毎年うちのほうで調査をしながら進めております。

○23番（河野数則．君）　課長、いい、それは答弁、あなたたちは何もしていない。していないのです。それは、売り上げなんかは後ですぐわかることですから、聞けばわかる。私が言っておるのは、動向調査。イズミがあそこに立地をした、人の流れ、車の流れ、商店街がどう変わったのか。その動向調査をしていなくて、行政が立地したわけだから、しな

ければいけないのではないですか。これは、私は毎年するべきだと思います。何もしなくてそのまま放っておくわけにはいきません。なぜそう言うかという、中心市街地活性化事業の中の一環としてイズミを立地したのでしょうか。そうでしょう。イズミとトキハと近鉄の跡地の、前にできていませんけれども、できる予定にしておいた。この3つを核にして人の回遊性を求めるということで立地となったはずですが。ただあそこに、あの今の場所に、栈橋の跡地にイズミを立地した。ただ形を立地したのが条件ではありません。

それと市長、もう1点言っておきますけれども、出直し選挙をしたのです。そこまで市長が思い入れをしたこの商業施設に何も検証もしなくて6年間ほったらかしです。そして、私らも、首藤議員も山本議員も、加藤議員も堀本議員もおられますけれども、2回イズミの本社に行きました。全くいい返事はありません。ないのです。この協定書にいろんなものを書いています。しかし、市長、お尋ねしますが、この協定書が法的に拘束がありますか、価値がありますか。

○副市長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

協定書に法的な拘束があるかという、縛りがあるかということでございますが、法的に縛りはあるというふうには思っておりませんが、当然双方が合意をしたということから、道義的責任は当然あるというふうに思っております。

○23番（河野数則 君） あなたが言うのは、道義的というのは、これは破っても何にもならぬ。何にもならぬ。道義的なんか何もないではないですか。「済みません」と言えばそれで終わり、そうでしょう。ですから、この立地に関する協定書、これは最初から何にも法的根拠もない、何も法的な価値もない。そういうことをわかってサインをしたのですか。（「ちょっと今の答弁はおかしいよ」と呼ぶ者あり）

○副市長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

私が今、「道義的」という部分がありましたが、言いましたが、当然これは道義的というよりも、基本的には当然法的に3者が立ち会って合意をしたものというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○23番（河野数則 君） いや、それでは、それを副市長が言うのなら、なぜそれを履行させないのですか。あなたが今、最初ないと言うから、私が、では、ないならいいですよ。あるのだったら、ちゃんと形づくりをしなければいかぬではないですか。

中身を言いましょう。中身はこうなのです。当時イズミを誘致したとき、私はこの議場におりませんでした。ですから、中身はわかりません。しかし、一市民としてこの問題はやっぱり重視していました。あそこに本当にイズミを呼んでいいのかな。前市長の井上さんは、あそこに商業施設を呼ばないと決めたのです。なぜならば、私は肩を持つわけではありませんけれども、あそこはマルシヨクの発祥の地の流川マルシヨクさんがある。それで、あそこに商業施設を呼ぶと必ず被害が出るという見解の中で、あそこに商業施設を呼ばない。幾らも来たのです。そう決めて呼ばなかったのです。それで、浜田市長になって、辞職までして。私は、普通、一商業施設を立地するのに、全国的に市長が辞職してまで呼んだ例は聞いたことがありません。例えば別府市に核施設とかいろんな、産廃の施設とか迷惑施設が来るのだったら、これは市民に賛否を問わなければいけませんけれども、一商業施設を立地するのに市民に問いかけするのはおかしいのですと私はそのとき思っていました。ですから、この議場で発言することができませんでしたから、黙って見ていました。しかし、あそこに何かものができるのはいいなと思っていました。

その反面、私もこの二、三年ずっとイズミのことに關しては、会う人ごとにいろんなことを聞いています。一部の人は、市長、こう言っています。「呼んでよかった」。それは、ほとんどが車に乗れる人です。駐車場がただ。トイレが、掃除してきれい。ですから、あそこは車、駐車場も入りやすい。ですから、車に常時乗れる人はあそこを喜んでるので

す。ですから、これは、市長、最初あなたが求めた車の回遊性ではなくて、人の回遊性を求めたというのが原点でしょう。もう全く逆になっている。今、トキハは御存じのとおり、もう半分中は商業施設ではありません。本多産建の近鉄の跡地もそのままです。恐らくこのイズミを立地したことは、私は失敗と思っています。私はそう思います。

そこで、市長、不思議なことが私はあるのです。私がここに復帰してから、何度となく質問しました。その中で市長は、余りゆめタウンイズミの会社のことは言いませんでした。山西会長さんの心にほだされて、別府のために私財をなげうってでも恩返しをしたい、別府のためになりたいという山西会長さんの心意気に打たれてイズミを立地したという答えを、私はもらったことがあります。

その山西会長さん、もうはっきりしています。ほかの議員も知っていますけれども、イズミの本社に行くとも権限はないのです。ないのです。会長が約束したことは、イズミの本社では約束ではないと言われました。そして、イズミに行ったときに言われたことは、今の施設に、いいですか、数億もかけて余分な施設をつくる、これは株主総会にかけたら必ず却下されるということなのです。ということは、できないということなのです。それで、もういろいろ言いませんが、今の時点で大分に立派な商業施設ができます。シネコンもできます。そういう中で、今、イズミがこの中で言っているのは、ほとんど向こうに行くのです。ということは、別府にはもうシネコンは永久にできないということです。

そこで、私が言いたいのは、市長、立地するのにこれが、今6年たった後にうまくいったとお思いですか。やはり考え方がどうだったのかな。どっちの思いですか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

このゆめタウンの件については、もう種々議論をしてまいりました。本当に成功だったのか失敗だったのかという判断につきましても、最初の回遊性の問題等々については、私の思いと本当に変わってきたなという部分はあります。本当にその点では申しわけなく思っておりますが、私はゆめタウンを誘致、商業施設を最初から誘致という思いではなかったし、とにかくあの荒地地を何とか改革したいという思いで全国公募までして、結果としてああいう結果になった。しかし、これを失敗ということではなくて、私は、今できるだけ、喜んでいただいている声も聞いていますので、そういう中でこれからもこれがやっぱり発展してほしい、いわゆる市民のためのものであってほしいという思いがあります。

そういう中で、これから会社とは誠心誠意、今努力をしてお話し合いを続けておりますが、なかなか結論が出ていないのが現状であります。しかし、山西会長さんのお話も出ましたが、会長さんとも接触をいたしておりますし、またその思いもまだ今でもいただいております。そういう中で、近々、ちょうど店の入れかえが、今ずっと行われておりまして、できるだけ私たちの要望を入れた店舗に改革していきたいということと、新しいゆめタウンの用地の買収についても、今大変努力をいただいておりますので、何とかしたいという思いはまだ続いているというふうに思っています。しかし、それもできるだけ早い時期に結論を出してほしいというやはり交渉を続けております。そういう中で、近々またトップ交渉も今予定をさせていただいておりますので、そういった中で早い時期にやはりこれを会長、社長のほうからしっかりと結論を調整してほしいということを言っておりますから、間もなくイズミ側から何らかのお話はある、このように信じております。

いろんな意味で御迷惑・心配をかけていますが、私は、せつかくこういった形で迷惑をかけて誘致をしたこの企業が、失敗だったという結論にならないように、これから20年間の事業借地権の中でゆめタウンが頑張っていただくわけですから、これからはしっかりと別府市に対して貢献策をつくっていただけるように、やはり最大限の努力はしていきたい、このように思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

○23番（河野数則 君） いや、市長、何を言っているか私は理解できないのです。行政の

長というのは、いいか悪いかはっきりするべきなのです。相手がしてくれるとか申し入れしていますとか、これは政治家の言うことではありません。悪いかいいのか、はっきりすることが政治家なのです。これは、なぜ私がそう言うかということ、市長職を辞職してまで市民に問いかけたのでしょうか。ということは、私に言わせると、では、市民に問いかけして、これが賛成か反対か問いかけしたらどうですか。

それともう1点。今、市長から初めてお聞きしました。イズミがどこの土地を買収して、何をしようとしているのですか。

○副市長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

今、イズミ側は、10号線、イズミの対面になります西側の、今、イズミが所有している駐車場、それに今隣接している部分を一部購入したというふうに聞いております。

何をするかという部分につきましては、まだ定かではございませんが、隣接した土地の一部を購入したという話でございます。

○23番（河野数則君） 駐車場というのは、一番奥の分。今、駐車場の一番奥の分ね。大体わかります。あの土地、空き地。あの駐車場の延長の分でしょう。（「何の関係があるの」と呼ぶ者あり）いやいや、ちょっと待ってください。

私が今、協定書のことをお尋ねしているので、土地を買うとか買わぬとか、そんな問題ではないのです。ですから、では、この協定書に沿って、中身は言いません、もう中身はわかるでしょう、協定書の中身。では、イズミ側がその土地を買収して何をしようとしておるのですか。そこまであなたが土地を買ったのですよと言うのなら、その土地を利用して何かやるのですよという投げかけが別府市にあるのですか。

○副市長（阿南俊晴君） お答えいたします。

当然イズミ側としては、この協定書を履行するという部分に対応していただいているというふうに私どもは思っておりますし、買収をしたという土地につきましては、広さ的には広くありません。坪数、隣接した60坪の土地でございます。ただ、その隣接するほかの土地につきましても、イズミ側としては購入をしたいという思いで今交渉しているというふうに伺っております。

○23番（河野数則君） もうこれ以上言っても市長、無駄だと思います。私ははっきり言いまして、残り1年10カ月間の中にこの問題が解決すると思っておりません。

それと、今、市長が20年のことを言いましたけれども、20年後、ここの議員は誰もいません。ほとんどいないと思います。やっぱり市長、政治というのは、決めたら形が見えるようにすることが政治です。もう6年たって何にも姿が見えない。それで、今交渉中とか、前回の質問でも市長はトップ会談、トップ交渉すると、こう言ったのです。そうですね。今も言われた。社長さん、会長さんといろんな交渉をしていますと。トップ交渉はいいのですよ。トップ交渉というのは、私に言わせるとトップ交渉というのは、物事が決まるときにトップ交渉なのです。事前の打ち合わせは専務以下でいいのです、現場の人。トップ交渉のときは、最後を決めてからトップ交渉をするのでしょうか。トップ交渉を何回もやって話がつかぬものはつきません。

もうこの問題は言っても一緒ですから、最後に、私は、市長が市長職を辞してまで市民に問いかけをした、では、今また市民に問いかけたらどうですかと聞いたけれども、返事がありません。もうその気がないのだろうなと思っております。それは余りに不誠実です。

それから、もう1点最後に言っておきますけれども、市長、出直し選挙で市長が勝った原因は何とお思いですか。原因は、別府の若い人が、シネコンができるという声で浜田市長に投票したのです。ゆめタウンができることではなかった。それもありません。しかし、別府に映画館ができる。その喜びが若い人にあつたのです。その答えは、市長、出さなかったら、あなたは別府の若い人にうそをついたことになるのです。なりません、はっきり言っ

て。いまだに若い人に市長は聞かれるはずです。まちに行くと、「市長、シネコンはどうなっておるのかい」と。私らも聞かれます。「一部、もうできぬ、大分に行くから」。いや、私は、「もうできませんよ。もう大分にシネコンができれば別府はだめでしょね」、これしか答えがないのです。

もう何回言っても時間がどんどん過ぎるだけで、もう30分過ぎましたから、次の問題をやらぬと時間がなくなります。これは、私も前々回、ゆめタウンについては、もう申し上げません、こう言いました。しかし、これを最後にします。私は、最後にこのゆめタウンの約束事は、この協定書の約束事は恐らくできないだろうという私の結論で、このことはもう今後一切言わないということで、これで終わります。

次に、行政と民間団体の補助金のかかわりについてということです。

これも、いろいろ担当課と打ち合わせをしました。そういう中で1点だけ。別府市と観光協会のかかわりについてお尋ねしたいなど。別府市の観光協会のあり方がいとか悪い論議ではなくて全国的な例を見ますと、観光協会自体もう自主事業をたくさんやっている協会があります。そして自主財源を求めて、それで行政と連携をやる、これが一番いい姿なのです。自主財源を持たない観光協会が、別府市の丸投げ、そうでしょう、丸投げ。補助金、補助金、それから祭りの資金、丸投げで代行です。代行は二重行政、私は前回でも言いました。全てがそうと思いませんが、やはり行政が観光協会に自主事業をやったらどうですかというようなものもちゃんと話をする必要があると思います。やっている協会は何ぼでもあるわけです。

市長、日南を知っていますか、日南市。あそこに昨年、自民党議員団で視察に行きました。首藤議員も行きました、一緒に。飫肥というまちがあります。その飫肥にすばらしい方がおられた。35年まちづくりに一筋。その人は、ある県庁マンだった。飫肥に来て、飫肥のまちに魅せられて県庁マンをやめて飫肥市の職員になった。今、教育委員会の一部の中の所属におりますけれども、35年間飫肥のまちづくり、飫肥城の管理、それから飫肥の棚田、そういうものを歴代ずっと、前の3代ぐらい前の市長と一緒にやってきた。今、飫肥はやっぱり昔と違って随分いいまちになって、観光客が全部ふえています。私らが恐縮するように懇切丁寧に、ネクタイもしていない、ただ飫肥のまちだけを勉強に行こうとしたのが、すごく歓迎していただいて、2時間ぐらいかけて説明していただいた。こういうやっぱり熱心な方なのです。

それと市長、今度、知っていますか。日南が「観光のプロいらっしゃい」、知っていますか。年俸1,000万円ですよ。1人だけ採用する。333人応募があった、全国から。1次試験で随分振り落としがありました。もうプレゼンは終わったと思いますけれども、最後に1人だけです。ですから、日南がそういう、私は何回もこの議会でも観光のプロを雇ったらどうですかと。副市長も1人は外部から入れたらどうですかという提言もしました。市長、やっぱり今の観光、行政マンだけに任せるのではなくて、本当の観光のプロをちゃんと採用しながら考え方を変えないと、今の行政だけのあり方で立ちいかなくなると思います。

今度、27日から行財政・議会改革等推進特別委員会で市民と議会の対話集会、それから武雄に行きます、競輪事業の問題。その中で恐らく、わかりませんが、樋渡市長さんもおいでいただけるのかなと期待をしていますけれども、あそこにFB食品、知っていますか。インターネットで行政がいろんなものを、地産のものを行政が先に売るので。そして、武雄の商品ですよと行政が当たることによって信用度が違います、民間と違いますから。これが全国ネットで二十何団体、市がネットワークに入ってきている。これは、別府に私はいいかどうかわかりません。しかし、この先進地のやっぱりいい面はちゃんとやるべきかなと思います。今度も視察に行ったら中身を、議員さんが13人行きますけれ

ども、全部皆さんに勉強していただきますけれども、そういう中で別府で今までありましたね、とり天があったり冷麺があった。いろんな商品があって、一時わあっと、観光課のほうでとり天、とり天、冷麺、冷麺。現に市長、覚えていますか。2トン車のトラックが福岡の町なかを走る。あれを聞いたら、どこに行っておるかわからぬ。追跡調査も何もない。あのトラック、市長、どこに行っておるかわからぬのですよ。看板をかけて3台か4台つくったでしょう。そんなことも何もしていないのです。そんなことでは、幾らとり天なんか言ったって売れません。

それから、富士宮にも行ってきました。市長、富士宮の焼きそば、これは有名です。日本でB級グルメのナンバーワン。これ、どんなやり方をしているか、市長、知っていますか。麺が全部統一麺です。製麺工場はたくさんあります。その中の5工場だけが統一麺をつくっているのです。ですから、統一の麺で全部小売店が仕入れる。味つけは勝手です。しょうゆ味もある、ソース味もある、いろんなつくり方は勝手ですけれども、麺が統一です。これが、味が変わらないもとなのです。

ですから、私は、別府のとり天をするときに、とり天の材料を一本化しないと、鶏なら何でもいいですよ。後で問題になります、問題になっている。そうでしょう、豊後赤鶏があったり普通のブロイラーがあったり、名古屋コーチンがあったり、いろんな鶏が、いろんなものがある。これは別府の特産になりません。それを別府がとり天、とり天、元祖とり天、大分と相当なやり取りがありましたね、大分か別府か。それで、最後別府が元祖だということになって勝ったのかどうか知りませんが、その材料がちゃんと統一されていないと、幾らいいものをつくっても、市長、だめなのですよ、だめなのです。このごろ、余り別府で「とり天、とり天」と言う人が少なくなりました。もう一部だけです。もうそのとり天も観光課が取り上げようとしていません。また違う事業に入ってきた。違うアニメもいい、違う事業もいいのですけれども、やっぱり一回手がけてやったことは、結果が出るまで何十年も追いかければだめです。1回か2回行って終わり。

私は、今の行政が全てそうかなと思っています。かけ声だけで何もなっていない。ジオパークもそうです。ジオパーク、何も物事になっていない。そこら辺はいろいろあるのですけれども、観光課の課長、観光協会とのあり方、これはぜひ見直しをして、観光課にも、観光協会にもそういう自主事業をするように、ちゃんと指導ができませんか。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

人材の新たな発掘というような御質問という捉え方をさせていただきます。

今、御質問の中にありました日南市の状況でございます。最終的には先週の金曜日、6月14日の日に1人決まったということで公表されております。福岡県的那珂川町、38歳の地域活性化コンサルタントというような方が、333名の中から選ばれたということで公表をされております。

それから、我々の臨む形ですが、こういったようなことで全国的、それから県内も同じような動きがたびたび起こっております。したがって、我々も協会との関係、こういったものをもう一回きちっと整理する中でそういったものを見詰め直していかなければいけないと思っております。最終的には、自主財源を確保することによって観光協会、その他の団体もそうですけれども、財源基盤が安定するというようなことで、それぞれの団体の自主事業あたりも積極的に行える状況になるのではないかなというふうには考えておりますので、そういったことを想定しながら詰めていきたいというふうに思っております。

○23番（河野数則 君） 観光協会のことを余り私がこの議会で詰めることは、やっぱりいかなかなと思っていますので、ぜひ行政の行政指導をちゃんとやっていただきたい。それから、行政は行政の中で、先ほど日南の例を申し上げましたけれども、それから武雄の例も申し上げましたが、やはりまねをするのではなくて、いい部分はちゃんと取り上げてす

るべきだなというふうに思います。

それでは、続きまして、国際観光港一帯の空き地利用についてということで質問、もう時間がたくさんありませんから、簡単に行きます。

御承知のようにオリアナがなくなってから、あそこの1号埠頭、2号、今、3号に宇和船が着いています。それから、こっちの5万トンバースの隣、関西汽船が着いていますけれども、あれだけの空き地がありながら、ほとんど駐車場、それと、ほとんどお客の寄りつきが悪いような場所になっていますけれども、これは県の関係それから港湾の関係、いろんな関係があると思いますけれども、もう簡単に言います。ここに、これは国際観光港は商業港ですから、ものはできると考えています。ですから、問題は県と国の話の中で、アクセスはいいのです、信号機はちゃんとついているし、前に国道10号線がある。それと、私はずっとあちこち行きますけれども、国道10号線に道の駅、今、全国あちこちに道の駅がありますけれども、これは個人がやっている小さい道の駅ではないのですよ、行政が補助金を出してちゃんとやる道の駅。それが市長、10号線に1つしかない。これだけの10号線の中に1つ。それは、やよいです。やよいの道の駅が1つだけ。県と協議して、別府湾の中心が別府です。ですから、魚もたくさん、豊富にある。それから、先ほど申し上げた中山間地域とか市街化調整区域の農業地域もたくさんあります。そういうものも含めていろんな商品を集めて道の駅ができないかな、こう思っています。その中に、今の道の駅は、ただ物品販売だけではなくて、いろんな施設、いろんな物をつくって、あれは面積が広いのですから、別府の観光に来るけれども、別府の道の駅に行こうかというぐらいに、今、高速道路あたりも市長、高速料金を払って、わざわざ高速に乗ってサービスエリアに行くお客がたくさんおるのです。やろうと思えばできぬことはないと思うのです。ですから、そういうものができるかどうかお答えください。

○次長兼都市整備課長（坂東良昭君） お答えいたします。

この別府国際観光港に道の駅を設置することが可能かという御質問でございますが、別府国際観光港は埋め立て造成したものですので、臨港地区指定がございます。この地区は商工区に指定されておりますので、道の駅関連施設や物品の販売は可能だと思っております。しかしながら、御存じのとおりこの別府国際観光港は県有地でございます。現在、交通センターや有料駐車場、緑地等について指定管理者が管理している状況の中で、有料駐車場との競合や県有地の使用、港湾計画との整合性や休憩所、トイレの維持管理など、さまざまな解決する問題がございますので、可能性につきましては、道路管理者の国土交通省並びに土地所有者である大分県などの関係機関との協議が必要であるというふうに考えているところでございます。

○23番（河野数則、君） いや、課長、わかっている。ですから、最初申し上げた。わかるのです。ですから、県との関係も、今私が投げかけたわけですから、その規制があるのもわかっています。それから、いろんな指定管理者、入っているのもわかっています。そこら辺は県と話し合いをしながら、指定管理だつて、またものができれば指定管理に出すわけですから、そこら辺はちゃんと調整できると思いますよ。ですから、あれだけの海岸線にあれだけのすばらしい空き地がある。それから、さんふらわあの乗り場の亀川寄りにあれだけすばらしい芝生がある。そこら辺も全部利用しながらやることだと思います。

それと、その芝生で今ちょっと申し上げ……、これは質問ではありませんけれども、苦情を言っておきます。例のマラソン大会をしましたね、あの芝生の中で。市長、見に行きましたか。これはやめたほうがいい。なぜか言います。芝を全部踏み倒して、いいですか、肥料をやって、これは二、三カ月かかります、芝が芽を出してもとに戻するのに。来年やると、また同じところを走る。3年で芝がだめになります。わかっているのですよ。芝はグラウンドに植える芝、人間の憩いの場所で植える芝、ゴルフ場に植える芝、いろんな芝、

種類がある。ゴルフ場のフェアウェイに植えるやつは、クラブで打とうが何しようが、ただ根が生えてきますから、すぐ修正できる。あれは縦に伸びる芝ですから、人が走るグラウンドの芝ではないのです。それを許可して、もう大変なことになっている。私は写真も撮ってきましたけれども、部長はわかっているはずだ。これは余分ですから、来年からすぐ検討すること。それだけ申し添えておきます。

それから、次に、これは一番私が今頭を悩ませている問題です。総合型地域スポーツクラブの今後についてということです。

市長、5年前に野口原競技場において市民体育大会が開かれていましたけれども、50回大会を最後に、時代にそぐわないという、各地域の特色を生かせるような市民皆スポーツということを原点に子どもからお年寄りまで、そして障がいがある方まで一緒にスポーツを楽しむということで、補助金まで増額して各校区に出しました。その中で、行政の指導でスポーツクラブと体育協会が一本化したほうがいいですよ。同じ人が2つの団体を持つのはなかなか運営しにくいということがありましたので、今5クラブあります。この地域総合型スポーツクラブについては、黒木議員がやっている「にこしんクラブ」、これはもう5年たったから卒業して、補助金はつきません。あと4クラブあるのですけれども、市長、これをつくるまでに職員の方にも亀川に何回も来ていただきましたけれども、それはいろんな御意見があって、もう河野潰しがすごい声、「何でおまえが勝手にそんなものをつくるのか」。それは、私はやるのが一番大事ということで、耐えながら耐えながら3年かけてやっと立ち上げました。今、何も言う人はおりません。

さきの質問で何か、名前は言いませんけれども、いろんなストレッチ体操に参加した感想がこうだと述べられた。私は、そんなものではないのです。最初からつくり上げて、ゆったりストレッチも亀川は5回以上持っています。

市長、この前、バトミントンに来ていただきました。あのバトミントンも別府、亀川だけではないのですよ、市長が御承知のように熊本、それから福岡の宗像、百数十人の選手がやっぱり熊本から宗像から亀川に来て、あの太陽の家の体育館でバトミントンをするようになったのです。

その中で、あといろいろ言いたいのですけれども、言いませんけれども、ことし4月に突然スポーツ振興くじの toto の助成金の減額が言い渡されました。これは4月ですから、今年度の計画の事業がもうスタートして、地区住民に全部話をしていました。この自立支援の5年間は、toto の助成金はちゃんと支給しますよと、国から、県から、行政が通して約束事です。それがほとんどの団体がC判定です。C判定は、助成金の40%カット。これは市長、2月、3月に通知があるのなら、事業を見直しします。4月にそのことがあって、4月の終わりに通知があって、もう変えることができません。では、来年はどうなるのですかとお尋ねした。もう、ことしはしようがありません。来年はわからない。県もわからぬ。国の係に聞いてもわからぬというのです。こんなわからぬ事業を行政指導で地域にやらせるのですか。これは、私は今、本当に行政に対して不信感を持っています。

そういうことで、今回これを取り上げて、時間がもうあと5分しかありませんから全て言われませんが、どうしてそんな事態になったのかお答えをください。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃったとおりでございまして、私どもも不意な減額の交付決定の通知を受けて、ABC評価ランクの基準の根拠等を問いましたけれども、なかなか明確な回答ということではなくて、今お話があったように、来年度の方向性もちょっと今見えていない状況でございました。関係課と話をさせていただいたものを4つの代表者会で説明をさせていただきましたけれども、口々に「不安である。今までの自主努力は何だったのか。報われないぞ」ということで、大変責任も今感じておるところでございます。

○23番（河野数則・君） 市長、今、私がスポーツクラブのことを言いましたが、わかりますか、意味が。ちょっと感想を言ってください。これ、地域が混乱しています、混乱。これは何でかという、行政指導でやったのです。それで私ども亀川は、体育協会とスポーツクラブを一緒にしました、一体化ね。そのやさきです。ことしから体育協会とスポーツクラブが一緒になってやろうかなとなったやさきに、このことです。だから、来年は例えば、私はこう思うのです、国の施策の間違いかな。教育長、全国的にスポーツクラブが随分分ふえてきた、申請が。予算が足りなくなったのです。それが原因なのです。あなたは調べてわかったでしょう。予算が足りなくなったのだ。足りなくなったら減額しなければしょうがない、よそにばらまかなければしょうがなくなったのです。これは、しかし、私に言わせると、民主党時代に事業仕分けで文化、芸能、スポーツ、地域の人がみんな活性化のためにはいいですよという資金だったのです。それが、事業仕分けの中でスポーツだけということで限定されました。

今度はそのスポーツが、いいですか、別府市の指導は、地域地域に合ったスポーツクラブをつくりなさいということだったのです。これは違ったのです、間違いです。ちゃんと日本のスポーツクラブに基準があったようにあります。例えば10項目があって、この分だけクリアしたらAランクですよ、これをクリアしたらBランクですよ、これをしないとCランクですよ。そんな説明は、一切行政からありませんから、私どもは亀川に沿った、北部に沿った、太陽の家の皆さん方とかお年寄りとか子どものジュニアバレーとか、いろんなものを取り入れてやったのです。それは査定の判定に入っていないんです。それが間違いなのです。それはやっぱりちゃんと国の査定の中にこの基準に合うようなものをやらないとだめですよと、行政が言うべきです。ただ、私も行政がそれは調査不足と思っています、今言っても一緒ですけれども。

そういうことで、もし来年もそういうような状態になるかもわかりません。しかし、これは、私は今、亀川の北部スポーツクラブの流れを変えられません。今のものをやっぱり継続しながら、私もこの総合型スポーツクラブを、これをやることについてはやめようと思いません。やっぱりずっとやるべきだな。そのことを、国から助成金が切れたので、では勝手にしなさいではなくて、これはぜひ教育長、予算的に幾らかやっぱり考えていただかないと難しくなるのかな。

きょうは、もう時間がありませんから、そのことだけ申し上げて、教育長、ちょっと。1分ありますから……。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

この総合型地域スポーツの意義は、十分認識しておりますので、今後、関係課と協議しながら、また国の動向等を察知しながら対応していきたいと考えております。

○10番（市原隆生君） 質問を通して市民の皆様のお役に立ってまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

質問の通告の順番に従って進めたいと思います。

図書館のあり方についてというふうに項目を挙げさせていただいておりますけれども、これは以前にもこのことでお尋ねをいたしました。それは、南小跡地に新しい図書館を建設するということがだめになりまして、その後、では図書館をどうするのか。今の子どもたちに図書館、そういう施設をどう担保していくのかということ、そういった意味合いで質問をさせていただきました。それから数年がたちましたけれども、その中で図書館の蔵書冊数、登録者数、貸し出し利用者数、貸し出し冊数、この推移についてお尋ねをしたいと思っております。お願いします。

○生涯学習課長（本田明彦君） それでは、お答えいたします。

平成24年度と23年度の比較でお答えいたします。蔵書冊数は18万979冊で、1万1,142

冊、6.6%の増、登録者数は1万6,641人で、2,302人、16.1%の増、貸し出し者数は7万4,643人で、4,044人、5.7%の増、貸し出し冊数は29万503冊で、3万798冊、11.9%の増となっております。

- 10番(市原隆生君) 以前は、この議会でも市民に1冊もないのかというような指摘もありましたけれども、今は18万冊ということで、その点についての努力をしていただいたことについては認めたいというふうに思います。

そこで、現在、図書館の施設でありますけれども、閲覧室また学習室、これは十分に提供できているのでしょうか。いかがですか。

- 生涯学習課長(本田明彦君) お答えいたします。

閲覧スペースでございますが、閲覧のスペースにつきましては、テーブルが21ございます。各テーブルが4人がけとなっておりますので、21掛け4で84席。それに、テーブルはありませんが、別にあと6席用意しておりますので、閲覧席は全部で90席ということになります。そのうち学習の優先席がございますが、学習の優先席については9テーブル、36席となっております。

- 10番(市原隆生君) 合計90席ということでいいのでしょうか。多い数だとはちょっと思っていないのですけれども、例えば夏休みなど中高生の利用がふえた場合に、賄えるのかなという心配があるのですけれども、その点はいかがでしょう。

- 生涯学習課長(本田明彦君) お答えいたします。

夏休みなどの長期休業期間中でございますが、今、議員のほうからお話がありましたように、児童・生徒の利用者が大変ふえてまいります。学習の優先席は、先ほど申し上げた36席でございますので、どうしても学習席が足りない状況が日によっては発生をいたします。そういった状況となって学習席が足りなくなった場合、そういった場合にはサザンクロスのほうと協議をいたしまして、サザンクロス側の会議室の利用がない場合につきましては、図書を持ち出しはできませんが、4階の会議室を学習スペースとして児童・生徒に開放して対応しているといった状況でございます。

- 10番(市原隆生君) もしもサザンクロスが利用されているときには、そういった対応もできないということだというふうに思います。

そこで、これは課長のやり取りの中では行いませんでしたけれども、ずばりお聞きしまして、図書館を新設する計画があるのかということでもありますけれども、多分「ない」というお答えだというふうに思っております。いかがですか。

- 教育次長(豊永健司君) 図書館の建設というふうなことでございますけれども、総合計画の中にはその検討というのもあるのですけれども、現状ではまだそこまでは至っていない状況です。

- 10番(市原隆生君) そうですね、前にも一回建設をしかかって、それが財政的な問題ということもあってだめだというふうになったわけですから、当然計画はあるけれども、なかなか実行に移すような段階でもないということだというふうに思います。ただ、では、今の子どもたちに図書館の施設としてどういう提供ができるのかということは考えていかなければいけないというふうに思っているのですけれども、今持っている施設、南部開発ビル、ここの2階部分が図書館として利用されているわけですが、以前にもあそこの1階、3階も全部合わせて図書館としての機能を持たせたらどうかということでお話をさせていただきました。今持っているあのスペースを利用するしかないというふうには私に思っているのですけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

- 生涯学習課長(本田明彦君) お答えいたします。

現在、教育委員会のほうで図書館の改修計画について検討中でございますが、その中で、ただいま議員からお話のありました施設の全体利用についての協議を行っているところ

ろです。先ほども申し上げましたが、夏期休業期間中のサザンクロスでの学習室のスポット利用、それからサザンクロス3階の一部を既に郷土資料コーナーに転用するなど、部分的ではございますが、一部実施をしている部分もございます。それに加えて、1階の南部出張所の一部、これを貸し出し、それから閲覧の頻度の低い図書を中心とした閉架書庫として活用する方向で現在検討を行っているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、平成24年度末の蔵書冊数も約18万冊になっておりますが、既に収蔵のスペースも限界に近づいてきているところでございます。1階のこのスペースを閉架書庫として活用することで、2階の収蔵スペースが確保できる。そうなりますと、蔵書の増加に伴う閲覧スペースの減少ということが防げるのではなからうかなというふうに思っております。

今後は、サザンクロス、それから公民館でも類似の講座等が開催されておりますけれども、サザンクロス、図書館、それから公民館、これらの講座の関係を一度整理した上で、議員のほうから今御指摘のありました施設の全体を有効活用する視点を持って、今後検討を加えてまいりたい、そのように考えております。

○10番（市原隆生君） この点については、以前にも指摘をさせていただきました。いまだに今の状態であるわけですが、今、課長からさまざまな答弁をいただきましたけれども、これが別府市のどうか、市長のお考えでもあるのだなというふうに思っております。よく市長から答弁をいただかないとというやり取りもありますけれども、私は、今、課長の答弁から別府市の図書館に対する考え方を全てお聞きしたというふうに思っております。

そこで、図書館という象徴的な教育に対する施設について、平成15年に浜田市長が誕生したわけでありまして、そのときに私も議員にさせていただきました。多くの方から、教育出身の浜田市長が誕生したということで、教育に対する、この施設に対する充実とか、そういったことがどんどん進んでいくのだという声を多く聞いたものでありました。図書館にしてもそうですし、美術館ということも問題があったかというふうに思います。そういったものが、「教育出身の浜田市長が必ずよくしてくれる」というような声をたくさん私も聞いてまいりました。そこで、この教育に対する市の姿勢というものが、今こういうふうにしてあらわれているのだというふうに思っております。

今、教育の学力の低下ということが、この議場でもさまざまな議論をされているわけでありまして、これは単に現場の教職員の方の指導力がということが、この議場でも言われていますけれども、私はそれだけではないというふうに思っております。これは、別府市の教育に対する姿勢というものが、この図書館にもあらわれていると思いますし、どういう学習の場が提供できるのかということの中から、本当に敏感に感じ取られているのではないかなというふうな心配もしております。やはり教育に対する教育環境を整備することについて、もっと積極的にやっていただき、当然財政的な問題があるということは、前回の南小学校跡地に建設をする予定であったことがだめになったということからも理解はできるわけでありまして、では、今いる子どもたちに対してどういった図書館、教育施設の提供ができるのかということは、真剣に取り組んでいただきたいと思っておりますし、できる範囲でやらなければいけないというふうに思っています。

それから、このやり取りをする中で駐車場の問題というのは、必ず出てくるのですけれども、これは心配しないでください。中・高生は車で乗りつけたりしませんから、これは公共の交通機関を利用するわけでありまして、森山議員さんのほうからバスの利用についても質問がありましたけれども、そういった点についても市のほうからお願いをしていただき、なるべく今の地点についても利便性が高まるような努力をしていただきたい。そして、その前に、やはりこの図書館そのものの利便性が高まっていないと、またこれ以上

の利用者というのが伸びてこないのではないかというような気もしております。

やはり政治がこの教育ということにかかわってこない、この図書館の問題というのは解決しないと思っておりますけれども、最後、この点について、誰かお答えできる方で結構ですから、よろしくをお願いします。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

今、議員さんのほうからいろいろの教育環境についての御指摘がございました。私も、別府市に住んでいる子どもたちが、大分市のほうの県立等に行っている状況をよく拝見しております。そのたびに、将来を担う別府市の子どもたちが、この別府の地で知性と感性、そして体力、そういうものを十分育成できるような環境が必要であろうと思っております。そのためにはハード面が十分完備されていることは大事でございますけれども、それ以上に、「全ては子どもたちのために」を合い言葉に、子どもたちを徹底して大切にしたい、そういう方向でハード面・ソフト面も頑張りたいと思っております。ありがとうございます。

○10番（市原隆生君） よろしくお願ひいたします。この項目は、これで終わりたいと思ひます。

次に、空き家対策についてお尋ねをしてみたいです。

これは、先ほど、もう私の前に先輩方が質問をされておりましたけれども、今回、自治会を通して空き家の状況調査をしておりますけれども、この目的と調査内容についてお尋ねをしたいと思ひます。

○危機管理課長（月輪利生君） お答えいたします。

大分県は、空き家の総体的な実態の把握と、空き家の種類ごとの対策を考えるための基礎調査資料作成などを目的として、今年度、県下各市町村に空き家の実態調査を依頼してきました。本市におきましても、これまで本格的に空き家の実態調査をしてきておりませんでしたので、今回、実態調査をするに当たっての事前把握ということで、自治委員さんに各町内の空き家と老朽家屋の地図落としまでをお願いしております。これら自治会からの空き家情報を9月までに整理し、その後、県の補助事業なども活用しまして、本年度末までに戸別調査を行い、県に報告する予定にしております。

○10番（市原隆生君） そこで、これは他市でも進められておりますけれども、条例の設置をするなど、今後の方針についてお尋ねをしたいと思ひます。

○企画部長（大野光章君） 条例については、一昨日の議会のほうでも若干答えさせていただきましたが、今の別府市の状況、これの調査をして、別府市にふさわしい条例、それから、別府が後発でありますので、これまで定めている条例の中で実効性のない条例等も多々見られます。その辺も十分加味した上で検討を進めているところです。

○10番（市原隆生君） その点を、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、以前にも私は、空き家のことについて質問をさせていただきました。それは、空き家に勝手に近所の人が出入りをして、中で猫に餌をやって、空き家の中で猫が繁殖をし、周辺の人が大変困っているということでありました。何とか、他人の家でありますから、地域の人が言っても聞かない。そこを行政のほうから、せめて入れないようにしてもらえないだろうかというような内容であったと思ひます。実際に空き家、困っていた空き家が、最近になって撤去してもらうことができました。撤去してもらうことができたといひますか、多分大家さんが自主的に撤去されたのだというふうに思ひます。実際に崩してみると、中におびただしい猫が住んでおまして、いや、本当にこれは毎日、その周辺の空き家に十数匹猫がたむろするようになりまして。そこは結局家がなくなったものですから、追われて行き場所を失って近所の空き家に今出没、出没というか、たむろしているわけでありますけれども、こんなにいたのかというふうにも驚いております。

この空き家について、できたらそういう危険家屋であるから撤去してもらいたい、崩してもらいたいというような思いも、そういう地域の人にもあるかと思えます。ただ、そういった現実を見る中で、空き家というのは本当に、あるときも大変心配ではあるけれども、なくなってしまうと、また新たな心配が出てくるなというふうに感じております。それは、私の近所でもありますけれども、長年住んでおられなくなった空き家が、やはりそこは御本人たちの、御本人たちというか、その家族の持ち主の意向があって、そこも撤去されたのですけれども、今、大変草が、夏、生えて、周辺の方は、今度そういった蚊のすみかになるということで大変に危惧しております、ここは草なんか刈ってくれる方が周りにいるものですから、一生懸命刈っている人もあるぐらいなのです。ですから、空き家、家がなくなると例えばそういうもともと住んでいたといいますが、猫が周辺に今度散って悪さをします。家がなくなると、今度雑草が生えて、夏、蚊のすみかになって周辺の方が大変苦慮しているというような状況も発生しているようであります。崩せば崩したで新たな問題が発生するのだなというふうに思っているところなのですけれども、この点についても心していただいて、とにかく住民が安心して暮らせるために心を砕いていただきたいというふうに思っているのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

先ほど議員御指摘のとおり、猫に、特に野良猫につきましては、都市化の影響とか、フード、食べ物の向上等で健康状態がよくなって繁殖率が非常に高くなって、猫が爆発的に数が増加しているという現状がございます。餌やりをとめるという話もあるのですが、この餌やりをとめても、猫の本能から出産回数がふえるというふうな内容もございます。犬では狂犬病の予防法等で登録する、つなぐというふうな義務づけがありますが、猫については、法律的な根拠が今のところございません。猫による被害につきましては、行政だけでは非常に難しい部分がございますので、私どもの課といたしまして、現在周辺住民の方との話し合い等を行うこと、それから不妊・去勢手術の徹底、それから餌の管理、餌の時間・場所を決める、置き餌をしないとかいう内容でございます。それから周辺美化の徹底、トイレの設置等を御協力願いたいというふうな形で、周辺住民の方の中に入って行って協議をしていくという方法をとってございます。

それから、空き地の件でございますが、これも環境保全条例の中では、「空き地の管理者の義務」ということで、「管理者又は占有者は、空き地が不良状態にならないよう適切に管理しなければならない」という前提がございますが、この件につきまして、空き地苦情等がございましたら、うちのほうに受け付けた後、現地確認、写真等も撮った上で、空き地不良状態と認めた場合、勧告の通知を行いながら、その通知が守られない場合は措置命令、それから代執行という形まで、一応条例には記載されています。そういうふうな流れで今対応しているところでございます。

○10番（市原隆生君） るる答弁をありがとうございます。要は最後に申し上げましたけれども、地域の方が安心して暮らせるように心を砕いていただきたいということをお願いして、次の項目に移らせていただきます。

次に、防災訓練についてお尋ねをしたいと思います。

私も2月、後ろにいる野口議員さん、また黒木議員さんたちと一緒に防災士の講習を受けさせていただきまして、めでたく合格することができました。（「おめでとう」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。そこでいろいろなことを学ばせていただきましたけれども、その講習を聞かせていただく中で、今までいろんな防災訓練というのが行われてきましたけれども、大規模な防災訓練に少し違和感があるなということを感じたところであります。

今議会の、何日か前にこの議場でも言われておりましたけれども、防災訓練というのは、助かった人が集まってやる訓練、その助かるまでが大変なのだということでありましたけ

れども、まず命が助かるということ、それから、一人でも多く命が助かるためにどうするかということが重要なのではないかというふうに感じました。そういったところで小規模の訓練というか、そういう打ち合わせというのが重要ではないかというふうに強く感じたところでありました。こういったところで小規模訓練等の実施状況、どのようになっているかお尋ねしたいと思います。

○危機管理課長（月輪利生君） お答えいたします。

平成24年度の自主防災会の訓練は41回開催され、延べ69の自主防災会が避難訓練や講話等を行い、5,114人が参加いたしました。その中には別府市連合防災協議会が主催するモデル地区防災訓練もありました。昨年度は、亀川地区で行っております。今年度は、大平山地区を予定しております。

○10番（市原隆生君） それは、結構大規模な訓練ではないかなというふうに思うのですが、自主防災会について、それぞれの自治会等で編成をさせていただいていると思うのですが、この自治会で組織されている完了後、これは、その先というのはそれぞれどのようにしているのでしょうか。防災会を編成して名簿もできているというふうに思います。それをもとに何かアクションを起こしているのかということをお尋ねしたいと思います。

○危機管理課長（月輪利生君） お答えいたします。

私どもも、議員おっしゃるとおり基本は自主防災会ごとの避難訓練が重要だということも認識しております。各自主防災会ごとに訓練はお願いしておりますが、きちんとできているところ、できていないところがあるのが現状でございます。

モデル地区防災訓練を始めた経緯というのは、自主防災会より訓練の仕方がわからないなどのお声をいただいたため、モデル地区訓練を通じて避難訓練等の仕方を参考にさせていただき、各自主防災会の訓練に生かしていただくためであります。訓練ができていないところにつきましては、今後とも自主防災会長や防災士に訓練実施のお願いをしていきますし、市としてもできる限りの支援をしていきたいと考えております。

○10番（市原隆生君） 私も、先ほど申し上げましたけれども、この講習会で学んだことというのは、まず自分が助かる、そして家族も助かるように、自分のところの家が、災害があったときも、例えば寝ているときに物が落ちてきて命を失わないように、またけがをしないようにということを気をつけないといけないのだなということも大変感じました。

自分が助かる、家族が助かり、そして今度助ける側に回るといったことではないか。そして、一人でも多くの方を助ける。そして公助が始まるのが大体3日ぐらいだというふうに言われたというふうに思います。その3日間、とにかく助かった人たちで持ちこたえるということが大事だというふうに言われたというふうに思います。

こういったことをしていくためには、やはり小さい単位でそれぞれがどうやって命が助かるかということから始めていかなければいけないのではないかとこのように強く感じたところでもありますけれども、そういったことに対して、今、防災士という資格も何年か続けて講習を行っていただいていると思いますけれども、今、防災士の方というのは、市内に何人ぐらいおられるのかお尋ねしたいと思います。

○危機管理課長（月輪利生君） お答えいたします。

現在、防災士の数は、169名の方が取得しており、現在、167名の方が活動しております。

○10番（市原隆生君） それぞれの自治会に1人以上おられるというふうにお聞きをしました。そういった方が地域で活動するといっても、地域の方というのは、誰が防災士になっているかというのはほとんど知らないのではないかとこのように思います。自治会長さんは御存じだと思いますけれども、やはり自治会長さん初め地域の方でそういう声を出していける方と一緒に、地域の防災に対する備え、細かい打ち合わせ、例えば避難が困難な方

というもあるわけでありますから、そういった人を誰が声をかけていくのか。また、そういう動ける人が常にいるときにそういう災害が起こるとも限らないといえますか、ほとんどいないときに災害が起こる可能性のほうが高いわけであります。大概大きな避難訓練は土日に行われておりますけれども、土日というのは1週間の7分の2に当たるわけですから、平日のほうが1週間の間多いというふうに考えると、そういう地域の中で若い、また動ける人がいつもいるときにそういう災害が起こる可能性よりも、いないときに起こる可能性のほうが高いというふうに私は思っております。

そういった中で、では、どうやって地域の人の命を救っていくのかというような、そういう検討がやはりされていないと本当の実践には役に立たないのではないかとというようなことを強く感じたところであります。そういったことについてのマニュアル等を作成して検討材料にしてもらえないかというふうに思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。

○危機管理課長（月輪利生君） お答えいたします。

各自主防災会が訓練をするに当たって、避難マニュアルというのを作成すべきだと考えております。訓練につきましても、土日に行く機会が多いのですが、議員が言われたように平日にすることもとても重要だと思っており、各連合防災会の総会とか、そういうときにも平日の訓練は進めておりますが、なかなか平日になりますと、企画する方が対応できないというような現状もありますが、当然いつ起こるかかわからない災害に対しては、そのような避難のマニュアル等も今後検討していきたいと思っております。

○10番（市原隆生君） そうですね、平日に防災訓練ということは、なかなか厳しいのではないかと思いますけれども、平日に起こるであろうという予測のもとで、起こったときに、ではどうするかということを考えておくということが、僕は大事ではないかというふうに思っております。そういったことについてのマニュアルについて、それぞれの小さい単位で進めていくべきではないかなというふうに思っていますので、その点、今後進めていただけたらいいなというふうに思っています。

では、これは、この項目はこれで終わらせていただきます。

次に、子ども会について質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

これは、首藤議員さんからも子ども会について項目を挙げておられましたけれども、「いっちゃん、やりなさい」ということで、資料もいっぱいいただきました。その中で子ども会の育成についてお尋ねをしたいわけでありましてけれども、大変今、子ども会活動というのが、もう本当に疲弊をしているといえますか、じり貧で頑張っているような状況であります。子ども会長、市子連の会長も、もう本当にお孫さんが子ども会の会員になるぐらいの方がずっと会長をされていますし、あと、校区のそういう連合会長にも、例えばもう子どもさんが中学校に、卒業してしまって、自分のところの子ども会の会員がいないという、手束議員さんみたいに新たに担ぎ出されたような方もあるようにあります。本当に今、子ども会活動を守っている限られた人、またそういう子どもを持っている保護者ではなくて、随分前に卒業した、私も今、居残っているわけでありましてけれども、そういう状況で今、何とか続いているのが現状であるというふうに思っております。

そこで、この質問項目を挙げたときに首藤議員さんのほうから資料をいただきました。その中の、子ども・若者育成支援推進法という法律の条文について資料をいただきましたけれども、この法律について、まず1点。どのようなものなのかお尋ねをしたいと思います。

○生涯学習課長（本田明彦君） お答えいたします。

昨今の児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、それからニートやひきこもり、不登校などの子ども・若者をめぐる環境の悪化と、子ども・若者が抱える問題はますます深刻化をしております。このような状況を背景といたしまして、従来、厚生労働省、文部科学省において行われてまいりました縦割り行政的な対応を改めて、これらの諸課題

に対する総合的な支援を推進することを目的として、内閣府の所管で平成22年4月1日に施行された法律でございます。

- 10番（市原隆生君）そこで、この法律を読ませていただく中で、第4条に、「子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実行する責務を有する」ということがうたってあるわけでありましてけれども、この点について、子ども会活動の活性化、その辺の責務というものも、子ども会活動の活性化を図っていくということもその責務の1つではないかというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

- 生涯学習課長（本田明彦君）お答えいたします。

この法律が目指しておりますところの子ども・若者の育成支援の施策といたしまして、第9条で育成支援についての計画の策定、それから第19条で地域協議会の設置などが、努力義務として規定をされております。

教育委員会といたしましては、子ども会活動が子どもたちの育成支援に大変有効なものであると認識をいたしております。本市において、子ども・若者育成支援施策を検討していく際には、教育委員会といたしましては、重要課題の1つとして位置づけてまいりたい、このように考えております。

- 10番（市原隆生君）そこで、補助金も出しているわけでありましてけれども、補助金以外で別府市、この子ども会活動にどのような支援をしているのでしょうか。お尋ねします。

- 生涯学習課長（本田明彦君）お答えいたします。

ただいま、議員のほうから補助金のお話でしたが、それにつきましては、活動に対する補助金という形で交付いたしております。それ以外についてでございますが、子ども会の連合会がございますが、連合会は社会教育関係団体として認定をされておりますので、連合会のほうが公民館あるいは類似の施設を使うときに使用料の免除といった形で我々のほうで協力をさせていただいております。

- 10番（市原隆生君）会館の免除程度と言ったら大変失礼ですけれども、そのぐらいなのかなと私も思いました。これは前にもちょっと課長にかけ合ったことがありますけれども、これは連合会で認められ、そういう社会教育関係団体として認められているということであって、連合会の印鑑が当然必要なのですけれども、この市内各地にあります校区連合会、また単位子ども会等につきまして、なかなかこの公民館の免税で使用できないという、使い勝手が大変悪い状況、これはいろんな関係でなかなか改善、改善というか変更できないということでありましたけれども、この点も1つ検討課題にさせていただいたらありがたいなというふうに思っております。これは単に子ども会ということだけではなくて、大きな上部組織、下部組織を持っている子ども会またPTAなんかでもそうであるというふうに思いますけれども、その辺の使い勝手についても、これはちょっと質問の項目から外れますけれども、聞いておいていただけたらというふうに思います。

今、この加入率、子ども会の加入率、これについては本当に低くなる一方でありますけれども、首藤議員さんからいただきました資料の中で、多いときにはやはり1万人を超える子どもの組織であったというふうに拝見しておりました。現状としましてはどのぐらいかということ、500人を切っているぐらいの組織の状況であります、別府市全体で。私も以前、先輩から聞いたことがありますけれども、単位子ども会でレクリエーションをするのに、250人を超えたぐらいの子どもたちで電車に乗ってレクリエーションに行ったよというような話も聞いたことがあります。本当にあの当時というのは、そういう活発で、多かったのだなというふうに思っておりますし、また、そういう子ども会活動が活発に行われるということで、やはり地域の目、また、そういう大人の協力というのも多く得られていたのではないかとこのように思っております。

私は、やっぱりこの子ども会活動で大変重要だなというふうに思っていますのは、市子

連、別府市全体でこの活動をするときに、そういう遊びを通して別府市全体の子どもたちが一気に仲よくなることができる。これは、前におじかの事業をしたときも、そういうことを言わせていただきましたけれども、本当にこれは、子ども会活動はなくしてはいけないという思いの中の1つで、やはり別府市全体の子どもが一気に仲よくなれる、そういった活動ができるのが僕は子ども会だというふうに思っております。そういった団体が、今、組織としてやはり500人を切るような寂しい状況になっているというのは、本当に心が痛むわけでありましてけれども、こういった年々加入率が低くなる、加入する子どもが少なくなる。この点の原因についてどのようにお考えでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○生涯学習課長（本田明彦君） お答えいたします。

原因につきましては、さまざまなものがあるかと思えます。子どもさん方の習い事の関係であるとか、社会体育の関係であるとか、それから保護者の方の仕事の関係、PTAの関係とかもあろうかと思えますけれども、さまざまな要因で子ども会の加入率が下がってきているのではないかなというふうに思っております。

○10番（市原隆生君） そうですね、おっしゃったとおりで、子どもも忙しいし保護者も忙しいというのが現状であります。ただ、子どもは子ども会に入りたいな、入ってもいいよという子どもが、子どもたちに、「誰か引っ張っておいで」と言ったら、子どもは入ってもいい、入りたいと言っているけれども、なかなか親が忙しくて、そういうところに行けないので、「もうやめておきよ」という感じで何か言われているということもよくお聞きします。

私が今一番この点、その加入者が少なくなる、加入率が低くなるという原因の1つに、やはり核になってくれる大人がいないことだというふうに思っております。どうしてもこの子ども会活動をやっております、単位子ども会、1つの町の子ども会の中でも、やはり会長になるときに、会長だけはやらせないでねと言われる方もありますし、会長が回ってきてそうになったら、子どもはずっと子ども会を続けたいのにやめてしまったというような話も聞いたことがあります。やはりこういう本当にボランティアで核になってくれる人がいなくなったということが、1つの原因ではないかというふうに、1つのというか、大きな原因ではないかというふうに思っております。

以前にも、例えば私の校区で言いましたら、9町あるうち、今3町しか残っていない状況であります。私がこの子ども会の活動に参加するようになって3町なくなっていきました、子ども会が。1つなくなり、2つなくなり、今残り、9町のうち3町しか残っていないような状況です。その中で、もっと核になって会長を引き受けてくれてやってくれる人がいたら、子どもたちがやりたいと言っているのに、うちの町だとできるのにねという保護者の方もありました。御自身でされたらどうですかという、そういう気持ちもあったのですけれども、そこまで言えませんけれども、そういう方がやはり、そういうところがやっぱりあります。子どもたちは、そういう子ども会活動を見ていいなと思っていてくれるところもありますし、やはりそういうところで大人も参加させたいと思っていてくれるところもあるわけであります。

このうち、大変うれしく思ったことがあります。我が町では子ども会は少ないのですけれども、ずっと廃品回収を年間に4回ぐらいさせていただいています。このうち、4年生でリサイクルセンターの見学があるのでしょうか、行ったときに、先生かその職員からか、「廃品回収したことのある人」と言ったら、うちの子ども会の子どもだけ手を挙げたという。やっぱりこういうことを経験させてあげられるのは、こういう子ども会活動しかないのだな。廃品回収もやってみないと何のことやら本当にわからないのではないかなというふうに思いますし、やっぱりこういうことをずっと続けていくことというのは大事だなというふうに思っております。

そこで、先ほどからも言うておりますけれども、この人材育成について。例えば市の職員の方にそういう意識を持っていただくとか、こういうことについて力を入れていただきたいと思っているのですけれども、その点いかがでしょうか。

○生涯学習課長（本田明彦君） お答えいたします。

私も、育成会連合会の総会のほうにお招きをいただいて、役員の方々と懇談をさせていただきました。意見交換をさせていただきました。その中で私が感じたことは、やはり役員をされている方々のお気持ちと申しますか、青少年の健全育成に向けての強いお気持ち、志というのを感じ取ることができました。

今、議員のほうからお話がありましたけれども、子ども会活動の中心と申しますか、核になる人材の育成につきましても、子ども会活動を活性化させていく上で欠かすことのできない重要な要素であると強く認識をいたしているところでございます。

また、市職員が、地域の活動に積極的に参加をする1つの具体的な取り組みとして子ども会活動への参加は、大変好ましいことであると私もは考えております。生涯学習課のほうでは、公民館を拠点といたしました地域教育力活性化事業、この事業を行っておりますが、この事業を通して学校、家庭、それから地域が連携・協働して、地域の子どもたちは地域で育てるといった仕組みづくりに今取り組んでいるところでございます。今後は、職員の意識改革も含めまして、子ども会活動を初めとする地域における青少年の健全育成活動に職員が積極的に参加できるよう、関係各課と連携・協力してまいりたいと考えております。

○10番（市原隆生君） 本当に今言われたように志を持って真剣にやっただいてる職員の方を、私は存じ上げておりますし、そういった方が一人でもふえてくるように、またよろしくお願いをしたいと思います。

では、続きまして、予防接種についてお尋ねを進めていきたいと思っております。

この予防接種のことで、今、副反応についてテレビまた新聞等でも取り上げられておりますけれども、これ、一般的な副反応について、まずお尋ねをしたいと思います。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

予防接種は、感染予防、発病予防、重症化予防、感染症の蔓延予防などを目的としております。日本のワクチンは、副反応は比較的少ないと考えられておりますけれども、子どもの体質やそのときの体調などによって副反応が生じる場合があります。通常見られる副反応といたしまして、発熱や発疹、接種部位の腫れやしこりなどです。また、まれではありますけれども、重いアレルギー反応でありますアナフィラキシーや脳炎、神経障害などが生じることがあります。

○10番（市原隆生君） これは金曜日にもニュースであり、また土曜日の新聞にも出ておりました。これは公明党も進めてまいりましたけれども、子宮頸がんの予防ワクチンに対する健康被害の報告、この経過についてお尋ねしたいと思います。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンの主な副反応として、発熱や注射部位の痛み、腫れのほか、注射を打つことによる痛みや恐怖、不安、緊張などをきっかけとした湿疹が一定の程度であられることは知られております。また、現在報告されております副反応の多くは、一過性の湿疹によるもので、ほとんど安静により回復をしていると聞いております。また、これまで報告されている重い副反応としては、アナフィラキシーや神経障害などがあります。

厚労省では、先週14日に開催されました審議会の結果、子宮頸がん予防ワクチン接種後に持続的な痛みを訴える重篤な副反応が報告されており、その発症頻度等が明らかになるまでの間、積極的な接種勧奨を差し控えるという措置をとることとなりました。定期接種を中止するものではありませんので、対象となる方が接種を希望される場合は、これま

でどおり接種を受けることができるようになっております。

○10番（市原隆生君） 期間のことがありますけれども、今までで例えば子宮頸がんの予防ワクチンで、別府市でそういう副反応についての報告というのはありますでしょうか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

特に報告は受けておりません。

○10番（市原隆生君） 特に重たい症状というのはそうないということだというふうに思います。

そこで、予防接種法による健康被害救済制度、このことについてお尋ねしたいと思います。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

予防接種法に基づく定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく健康被害救済制度により保障を受けることができます。内容は、医療費や入院、通院等に必要な諸経費、年金の給付等となっております。

○10番（市原隆生君） こういう予防接種によって健康被害があったときには、そういう手厚い保護が受けられるということであるというふうに思っております。

そこで、中・高生の予防接種のときのこの副反応の特徴についてお尋ねをしたいと思います。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

予防接種のほとんどは乳幼児期に行われますが、2種混合ワクチンや、昨年度まで実施しておりました麻疹・風疹混合のMRワクチン3・4期などは、小学校高学年から高校生の範囲でそれぞれ対象年齢が設定されております。このような年代にワクチンを接種する場合は、注射の痛みや恐怖、不安等の精神的動揺から引き起こされる湿疹が起こる可能性があります。

○10番（市原隆生君） そこで、そうは言っても、やはりこの予防接種ワクチンを接種することによって救われる命、またそういう病気にかからないということのほうが多いかというふうに思っておりますけれども、その点の啓発についてはどのようにお考えでしょうか。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

予防接種は、これまで感染症による患者の発生や死亡者の大幅な減少をもたらすなど、感染症対策に大きな役割を果たしてまいりました。今後も、子どもたちの健康と市民を感染症から守るために予防接種の有効性、安全性、副反応、その他接種に当たっての一般的注意事項として、日ごろから子どもの健康状態に気を配り、体調のよいときに接種することや、接種後に高熱や異常な反応等があるときは医師の診察を受けるなど、きめ細かな啓発を行うとともに、保護者等からの相談には適切に対応していきたいと考えております。

○10番（市原隆生君） こういう副反応ということが起きないにこしたことはないのですが、けれども、こういう副反応、今報告がされておりますけれども、しないことによって失われるものよりも、やっぱりこの接種をすることによって守られるもののほうが大きいというふうに考えていいと思います。これは積極的に、積極的にといいますが、安全第一で今後とも進めていただきたいということをお願いして、次の項目に移らせていただきます。

別府八湯について、お尋ねをしていきます。よろしいでしょうか。

この「別府八湯」という言葉については、思い入れがあります。私も以前、広辞苑で「別府十湯」というふうに出ている、これはいかがなものかということで質問をさせていただきました。時の副市長から、岩波書店と交渉する中で今回取り入れてもらえなかったということで、広辞苑の第6版では「八湯」も「十湯」も、こういう表記が削除されたわけがありますけれども、今の別府市内のこの別府八湯の状況を見て、これはこういうところが

目にとまったのかなという思いも、最近の別府八湯、それぞれの温泉地を見るにつけて感じるところがあります。

そこで、まず、今後も別府八湯として、別府市としてPRしていくのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

別府八湯でございますが、別府市内という極めて限られた範囲の中に多種多様な温泉が楽しめるという、全国的にも大変珍しい温泉地であろうかというふうに捉えております。また、八湯ごとに泉質や形態もさまざまであるため、このような大きな魅力を今後とも継続してPRしてまいりたいというふうに考えております。

○10番（市原隆生君） そこで、観光を推進するに当たって具体的にどのようにこの八湯を活用しようとしているのか、その点はいかがでしょうか。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

八湯ごとに歴史、文化あるいは趣き、こういった地域性があるかというふうに捉えております。同じ温泉地ではございますが、風土、今お話ししましたような風土は、それぞれ違うものというふうに考えております。このような特色のある地域資源を活用するため、それぞれの個性的な強みを生かしまして、さらなる回遊性が生まれるよう取り組みたいと考えております。

○10番（市原隆生君） それで、「八湯」と言われておりますけれども、これは8つの温泉郷があるという意味であると私も聞いたことがあるのですけれども、今、温泉郷と言える状況になっていない八湯もあるのではないかと、あるのではないかとというより、あるというふうに認識をしているわけでありまして。本当に、「八湯」と言われても活気あふれる温泉郷と、一方で温泉郷とは言いがたい、中心的な施設が残っているにすぎないようなところもあるわけでありまして。この別府八湯を守っていくということについて、どのようなことが今後必要であるというふうに思っているのでしょうか。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

お尋ねの部分に関しましては、八湯を別府市の全体の中でどのように今後位置づけていくのか、また、まちづくりをどのように進めていくのかということになるのではないかなというふうに考えております。当然のことながら、このまちづくりの中にはハードと、それからソフト、両面の要素が含まれてこようかと思っております。その中で行政が主体となって実行する部分、それから地域の皆様方が積極的ななかかわりを持っていただかなければいけない部分があるかと考えておまして、これらが複合的に機能することが極めて重要であろうというふうに考えております。

いずれにいたしましても、行政と地域が一体となりまして地域活性化に取り組む必要があらうかというふうに考えております。

○10番（市原隆生君） 市営温泉の中では中心施設というよりも、その温泉自体が、先ほど申し上げましたけれども、八湯を守っているというような象徴的な、象徴的なといいますか、象徴にもなっていない、それも1件、それが中心になっているという施設があります。どこかということ、もう、やり取りの中で課長にも申し上げましたけれども、やはりそういう中心となっている施設、また、それが象徴的になっている施設について、やはり市営温泉であるならばみっともないと思われるような状況というのは排除していただきたい。これはどこということは、もう課長にもこの前申し上げてありますけれども、その点について、ぜひお願いをしたいと思います。本当にこの施設がなくなると、どういうところかというのは、聞かれていたらおわかりになるかと思っておりますけれども、やはりどういふ人が見ても、これはいかがなものか、これが別府市の八湯の1つである中心施設、また、それがなくなってしまうたら、その周辺の温泉郷自体もなくなる。七湯、六湯になるの

ではないかというようなことも言われて仕方がないのではないかというように思っておりますけれども、そういう中心施設になるようなところというのは、やはりさすが別府市がやっている、別府市が管理運営している、今、指定管理者が入っていますけれども、そういう施設だというふうに言っていただける施設にさせていただきたいというふうに思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

○温泉課長（江口正一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、八湯の中には市営温泉を含めても数カ所の温泉しかないところもございまして。八湯を守っていくためにも市営温泉が重要な役割を担っていると認識いたしております。今後も引き続き利用者の声に真摯に耳を傾け、利便性を高め、利用者の拡大を図っていきたいと思っております。

一方、観海寺温泉などのように市営温泉がない地区もございまして、今後とも八湯を守っていくためにも、特色のある市営温泉を核といたしまして、施設の改善を図りながら利用者に御満足いただけるようにしていきたいと考えております。

○10番（市原隆生君） 市営温泉がなくて体をなしているようなところはいいのです、民間が頑張っていたらいいので。そこはいいのですけれども、やはり最後のとりでとして市営温泉があるというところは、「何だ、これ」と言われるような施設にしてほしくないというふうに思っております。この点十分、今後は取り組みをしていただきたいと思いますというふうにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（吉富英三郎君） 休憩いたします。

午前 11 時 56 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（荒金卓雄君） 再開いたします。

○6番（穴井宏二君） では、質問をさせていただきます。

質問の順番は、通告どおりさせていただきますが、5番のドッグランにつきましては、今回は割愛をさせていただきたいと思っております。

では、よろしくお願いいたします。

まず最初に、BEPPOわくわく建設券について質問をしたいと思いますけれども、いよいよこの建設券事業が実施されました。関係者の方に心から感謝を申し上げたいと思うところでございますけれども、現在までの状況はどうなっているのか。また、先週の金曜日から申し込みが、受け付けが始まりましたけれども、その申し込み状況はどうなっているのか。答弁をお願いします。

○商工課長（挾間 章君） お答えいたします。

市報4月号に、わくわく建設券の事業内容等をお知らせいたしまして、4月8日に建設券登録事業所説明会を開催いたしました。75社90名の業者の参加をいただきまして、4月10日より参加事業所登録申し込みが始まりまして、登録は随時しております。6月14日現在の登録事業者数は140業者でございますが、市民のチラシ配布に際しまして、印刷の都合上4月30日までに登録していただきました事業所123業者をチラシに掲載いたしまして、市民への全戸配布をいたしました。また、自治会理事会におきまして、行政掲示板へのポスターの掲示をお願いし、周知を図っておるところでございます。6月14日から申し込みが開始されましたが、初日に155件、2,517枚、額面でございますが、1億3,843万5,000円の申し込みがありました。

今後も、多くの方が利用されるよう、市内業者の活性化につながりますよう周知に努めたいと思っております。

○6番（穴井宏二君） 大変御苦労さまでございます。今答弁いただいたような金額、件数でございましたけれども、さっきおっしゃったチラシのポスティングなのですけれども、

全戸配布されたということでございました。私は、ちょっと注意して5月下旬見ておりましたので、これがその配布されたチラシでございませうけれども、実際見ていないという方が結構、意外と多くてちょっと不安になったような気がいたします。周知が非常に大事になってくるなと思うところでございませうけれども、今後一段の工夫が必要になってくる、そう思うのです。ですから、商工課としてももう一度配布するとか、市報と一緒に入れるとか、市報に入れると非常に信用度が高まりますので、新聞と一緒に、新聞というか、ポスティングなどを見て横に行ってしまうとかありますので、そういういろんな工夫をしてもらいたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○商工課長（挾間 章君） 議員さん御指摘のように、申し込みが始まったばかりでございますが、登録業者に営業の努力の啓発並びに未登録業者への登録勧誘等に努めてまいりたいと考えております。そしてまた、メディアによる広報や町内会の回覧板等にもお知らせをして、8月には再度チラシの全戸配布をして周知を図りたいと考えております。

○6番（穴井宏二君） 町内会の回覧とおっしゃいました。非常にいい取り組みではないかなと思います。ほとんどの方が必ず回ってきたら見ますので、ぜひともそういう取り組みを重ねてお願いしたいと思っております。

私が聞いた声としましては、こういう制度があると、例えば住宅のリフォームとか浄化槽の取りかえとか、やろうかと思って考えていなかったのだけれども、やるようにしたとか、そういうふうな声も聞きました。こういうふうな潜在的な需要が掘り起こされることで、非常に称賛される取り組みだと思っておりますので、重ねての努力をよろしく申し上げます。

では、次の項目に入らせていただきます。

別府市の防災会議について質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず最初に、災害弱者の方への対策ということで、東日本大震災から2年3カ月ちょっとたちました。しかし、今なお日本や、また世界で起こる大地震の被害に遭ったり、また不安を抱く方が多くいらっしゃいます。そういうことに対しまして万全の準備をしていかなければならないと思っておりますけれども、大地震が起きた場合、大雨でもそうですけれども、体育館や公民館に避難して、そこで避難生活を送るわけです。そういう体育館、限られたスペースではどうしてもプライバシーがなかなか守られなくて、特に女性のプライバシーが確保できる状況はなかなかない。阪神大震災でも東日本大震災でも同じような状況であった、こういうふうにも実際に聞いておりますし、いろんなメディアで言われております。女性のプライベートな空間が確保できたのは、避難所全体の26%にすぎなかった。多くの避難所では、女性は毛布の中とか、またトイレで着がえをしなければいけなかった。また、赤ちゃんを抱えた若いお母さんの方々の多くは、おっぱいをあげるのに、授乳のためのプライバシーの確保に非常に困って外で、避難所の外でおっぱいをあげた。寒い環境の中で非常にストレスがたまったというふうにも聞いております。

こういう状況を踏まえて内閣府は、5月31日に女性に配慮した防災対策の指針を発表いたしました。これは、地方自治体の防災計画に反映させるということでございませうけれども、この女性に配慮した防災対策、別府市ではどのように考えていらっしゃるのか、対応はどうされるのか、ちょっと答弁をお願いします。

○危機管理課長（月輪利生君） お答えいたします。

東日本大震災後、県が東北の被災地での教訓や派遣職員などからの意見も取り入れた地域防災計画の見直しを昨年3月に行ったことに伴い、県内市町村も同一歩調で地域防災計画の見直しを行いました。

本市におきましても、昨年7月に地域防災計画の見直しを行いました。その中の避難所対策における管理運営として、女性の特性などに配慮した運営をするように明記してお

ります。具体的には、避難所運営には男性と女性の責任者を配置する、被災者の状況に応じて間仕切りなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める、授乳や育児スペースの確保に努める。男女別のトイレや更衣スペース及び女性用洗濯物の干し場の確保に努める、仮設トイレの設置等、レイアウトには女性や子どもの安全・安心に配慮するように努める、女性や子どもの専用の相談窓口の設置に努める、家事や育児などの家庭的な責任は、男女が協働して負担するように努めるなどと表現しております。

○6番(穴井宏二君) 今おっしゃった運営の中でも、男性と女性の責任者を配置する等もありますよね。また、女性や子ども専用の相談窓口の設置に努める。特にこの2つは、私は個人的に非常に大事ではないかなと思っておりますので、「努める」という項目が多いのですけれども、努めたけれども、できなかったということにならないようお願いしたいなと思っておりますが、そこで、具体的に女性に配慮した対策としまして実現できたもの、これはどんなのがございますか。

○危機管理課長(月輪利生君) お答えいたします。

避難所の運営上、女性に配慮した備蓄用資機材として、平成24年度、平成25年度の2カ年で県の補助金を活用して、居住スペースを確保するために間仕切るパーティション、女性の着がえや洗濯物干し場、授乳・育児スペースとしての空間を確保するワンタッチパーティション、簡易トイレと薬剤、トイレ用テントなどを購入し、小学校の各避難所に備蓄いたします。また、乳幼児を抱えた母親などへ配慮した備蓄物資として粉ミルク、哺乳瓶、小児用おむつ、女性用品なども備蓄しております。

○6番(穴井宏二君) 今、ちょっとおっしゃった中で、備蓄用物資として粉ミルクをおっしゃいましたけれども、赤ちゃんの中では牛乳のアレルギーの赤ちゃんとかいらっしゃいまして、その赤ちゃんが、普通の粉ミルクを飲んだらアレルギー症状が起こって、命にかかわるようなことがやっぱり起きてまいります。これはちょっと女性の側から聞いた話なので、ぜひとも聞いてもらいたいということなのですけれども、そういうふうなアレルギー対策の粉ミルク、こういうのは、ちょっとこれ、ひとつ、準備されていますかね。

○危機管理課長(月輪利生君) お答えいたします。

アレルギー対策に対する粉ミルクについては、特に現在用意しておりません。

○6番(穴井宏二君) ぜひともそういう細かいところ、女性の視点からでないとなかなか気がつかない部分がございますので、よく声を拾い上げて聞いていただきたい、対処してもらいたいというふうに思います。

そこで、避難所生活が長期化していきますと、避難所の運営は責任者といいますが、主な立場につくのは、女性の方の数はなかなか少ないということです。全体でも数%というデータがあるのですけれども、女性の視点からの避難所運営が、やはりなかなか難しいというのが現実ではないかなと思いますが、今後どのような対策を考えていらっしゃるのかお聞かせいただけますか。

○危機管理課長(月輪利生君) お答えいたします。

実際の避難所での運営は、私も体験したことはございませんが、今後、市が行う避難訓練などにおいて自治会の方、特に女性にも御参加いただき、避難所運営の模擬体験をしていただくなどの企画を考えていきたいと思っております。避難所運営体験を通して御意見もいただきながら、避難所運営マニュアルの作成も行っていきたいと考えております。

○6番(穴井宏二君) 避難所の中で女性の方がいろんな意見を言いますと、どうしても男性中心なものですから、「わがままな意見を言いなさんな」とか、そういうふうな排除されやすい傾向があって、非常に意見が通らなくて困ったという声を聞いたことがございました。ですから、やっぱりこの女性の防災会議の参加率をふやすことが非常に大事になってくると思うのですが、別府市においての防災会議の委員の数と、それから女性の人数、

比率、教えていただけますか。

○危機管理課長（月輪利生君） お答えいたします。

本市での防災会議の委員数は、平成 25 年 5 月末現在で 35 名で、そのうち女性は 1 名であります。女性の構成比率は 2.9%となります。

○6 番（穴井宏二君） 今お聞きしましたけれども、女性が 1 名ということで、全国的な傾向のような感じがいたします。別府市においては、女性に配慮した対策はほぼとられているということはわかりました。課長に敬意を表したいと思うのですけれども、今以上に女性の視点からの意見を取り入れた防災対策を進めていく上でも、例えば子育て経験のある方など、ほとんどの方はあると思うのですけれども、女性委員の増員が必要ではないかと思うのですけれども、市の見解はいかがでしょうか。

○危機管理課長（月輪利生君） お答えいたします。

現在、昨年に引き続き地域防災計画の見直しを行っておりますが、今後、防災会議に修正を諮る中で、女性委員の登用を促進し、さらなる女性の視点を取り入れた地域防災計画を作成したいと考えております。貴重な御意見をありがとうございました。

○6 番（穴井宏二君） 前向きに取り入れていただいているということで感謝しておりますけれども、今後、例えば女性だけの協議会とか、例えば防災会議の中に女性だけの小委員会とか組織して防災対策に生かすことは大事ではないかなと思うのです。例えば岡山市では、防災会議の委員の構成といたしまして、約 40%が女性の委員になっている。また、そういうふうな条例をつくって、条例を変えてやっている。男女共同参画の意味からも取り組んでいるということでございましたので、女性だけの協議会、また防災会議の中での女性だけの小委員会、助産師さんとか看護師さんとか保健師さんとか、民生委員さんとかケアマネジャーさんとかの中から選んで防災対策に生かしてもらいたいと思いますけれども、答弁してもらえますか。

○企画部長（大野光章君） 貴重な御意見をありがとうございます。

女性の参加につきましては、まず地域の自主防災会、こちらのほうですと、各地域の役員の女性の方々、かなり会員として入っております。したがって、各地域においてはそれなりに女性の意見、取り入れられているのではないかと思います。

ちなみに、私の町内でも先日、防災訓練をやりましたけれども、半数以上はやはり女性の方が参加していただいているし、その中でこういったこともあるという御意見もいただいておりますので、ある程度はそういった面では進んでいると思います。ただし、今、議員おっしゃったとおり、全体的な方向性を決める会議、この中ではまだまだ女性の意見が反映されていない部分もありますので、例えば今御提言のあった部会、そういった形で女性だけというのは、なかなか難しいかもしれませんが、女性の比率を高めるような形で意見の吸い上げ・調整ができればと考えております。

○6 番（穴井宏二君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

では、続きまして、市内の小・中学校へのミストシャワーについて、質問をしたいと思います。よろしいですか。

本日も佐伯市また臼杵市で 30 度を超えるということが、午前中から 30 度を超えるということが報道されておりました。これからも 30 度、35 度、そういうふうなことになると思うのですが、熱中症で搬送というようなニュースもございました。特にこれからは子ども、小学生、また高齢者の方が熱中症になってくることが多くなるかと思っておりますので、その対策が大事ではないかなと思います。

きょうは、市内の小・中学校へのミストシャワーということで、主に小・中学生への対策ということで質問をしたいと思うのですけれども、私の知っている福岡県糸島市の公明党議員が、去年から熱中症対策としましてミストシャワーを、霧のようにばあっとおりて

くるミストシャワーを市内の小・中学校ほとんどに設置するようになったそうです。運動場から教室に戻るその間のところに主に設置してあるようでございますけれども、児童からは、非常に気持ちがいいとか涼しいといった声を聞いているようです。私も、荒金副議長と視察に行ったところで、ミストシャワーを浴びたことがございますけれども、非常に気持ちよくて、これは熱中症に非常に効果があるなと2人で話したところなのですけれども、これにつきまして、ミストシャワーについてどのような効果があるのか、まずお伺いしたいと思います。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

ミストシャワーは、テーマパークやショッピングモールなどの屋外施設におきまして、夏場、涼しさを提供するために設置しているようでございます。これは、水を微細な霧状にして噴霧し、その空間の気温を下げる効果がある、このように聞いております。

○6番（穴井宏二君） そうですね、気温を下げるということで、打ち水よりもちょっと広い範囲で非常に効果があるというふうに言われておりますけれども、市内の小・中学校で夏場の熱中症対策をとっていると思っておりますけれども、現在はどのような対応をされておりますか。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

学校では、熱中症対策といたしまして、さまざまな対応をしているところでございますが、1つは、毎年国、県からの通知を受けまして、その未然防止等に努めるように各学校、幼稚園等に通知しているところでございます。今年度も、もう既に4月、5月と2回通知をしております。主な内容は、常に健康観察を行い、児童・生徒等の健康管理に留意する、運動等を行う際には小まめに水分を補給させ、適宜休憩をとる、異常が見られたら速やかに必要な措置をとる、児童・生徒等が心身に不調を感じたら、申し出て休むよう習慣づけ、無理をさせないなどで、その指導に努めているところでございます。

○6番（穴井宏二君） そのような対策をとっているということでございますけれども、このミストシャワー、実際に浴びてみないとなかなかわからないところがあるのですけれども、熱中症予防に非常にやっぱり効果がある。また、子どもの心を癒やすと思えます。別府市でも、ぜひともこれを設置すべきだと思っておりますけれども、どのようなお考えかお伺いしたいと思いますけれども、答弁をいただけますか。

○教育次長（豊永健司君） お答えいたします。

現在、別府市の小・中学校におきましては、熱中症対策といたしまして、保健室、図書室にエアコン、全ての普通教室に扇風機を設置している状況でございます。今後、各学校の状況について把握するとともに、他市の状況を見ながらミストシャワーの効果及び効果的な設置場所について協議・検討していきたいと考えております。

○6番（穴井宏二君） 糸島市の場合は、1カ所につき約10万円でできた。今はもうちょっと安くできるみたいです。非常に、キットもあるみたいですので、予算的にはそんなにかからないといったらあれですけれども、安くできるのではないかなと思っております。

ちょっと、次長がおっしゃいましたので、もう1回お聞きしたいのですが、「他市の状況を見ながら」、よく答弁でおっしゃいますけれども、これは非常に子どもの命に関することですので、これは他市の状況を見る必要はないと思うのです。ですから最優先で、子どもの命最優先で取り組んでもらいたい、積極的に取り組んでもらいたいと思えますけれども、答弁はできますか。

○教育次長（豊永健司君） お答えいたします。

先ほども申したとおり、設置について検討していきたいと思っております。

○6番（穴井宏二君） ぜひとも、よろしく願います。

では、続きまして、志高湖付近の桜のテングス病対策、またレストハウス、市内のテン

グス病についてもちょっとお聞きしたいと思いますけれども、まず全体的に聞きたいと思います。

桜のテングス病対策、この現在の概要と対処法を簡単に答弁してもらえますか。

○農林水産課長（八坂秀幸君） お答えします。

桜のテングス病とは、植物の病気であり、枝の一部がこぶ状に膨らんで大きくなり、そこから多数の枝が出てほうき状になり、鳥の巣のように見えます。その部分には花は咲きません。原因は、カビの一種によって起こる伝染病で、多くの桜に発生しますが、特にソメイヨシノに激しい被害をもたらします。4月から5月にかけて病気にかかった枝から胞子が飛散して伝染するものと考えられております。防除法としては、病巣部の枝を切除し焼却します。

○6番（穴井宏二君） 今おっしゃったように、これは伝染病であるということです。切除して、切って焼却するしか方法はないということですが、春になると別府市内でも非常にきれいな桜を見かけるのですけれども、主に桜が生育している場所の種類、本数とか樹齢、これはどうなっていますか。

○農林水産課長（八坂秀幸君） お答えします。

多くの桜が生育している主な場所としましては、農林水産課が所管しております扇山桜の園が、ソメイヨシノを主に14種類約6,000本が生育しております。樹齢は35年生から40年生です。また、公園緑地課が所管しております別府公園は、樹齢が約70年生で、ソメイヨシノが108本、境川緑地は、およそ樹齢20年生から60年生で、ソメイヨシノが130本ほど生育しております。民間施設の桜としましては、城島高原が、樹齢60年生のソメイヨシノ、山桜、オオシマザクラ等が約2,000本、それから別府ロープウェイが、樹齢40年生のソメイヨシノ、マメザクラ等10種類約2,000本、ラクテンチが、樹齢50年生のソメイヨシノが約3,000本生育しております。

○6番（穴井宏二君） 志高湖周辺は800本ということですね。はい。

それで、ちょっとお聞きしたいのですが、このテングス病にかかっている管理状況、これはどうなっていますでしょうか。

○農林水産課長（八坂秀幸君） お答えします。

農林水産課、公園緑地課の桜については、テングス病の枝除去として毎年業者に委託しており、わずかな発生に抑えております。民間施設の桜については、それぞれ施設で毎年テングス病の枝の除去を実施し発生を抑えているとともに、ソメイヨシノが老木のため将来を考慮し、毎年幼木を植樹していると伺っております。

○6番（穴井宏二君） では、今後どのような対策をとっていかれますか。

○農林水産課長（八坂秀幸君） お答えします。

市民向けには、平成16年12月及び平成17年12月に市報掲載し、テングス病及びその駆除について啓発したところで、また施設関係者や市民に対しましては、平成17年2月及び平成18年2月の2回、テングス病駆除講習会を開催して、具体的な駆除方法の周知を図ったところでございます。今後も市の各部署はもちろん、外部の施設とも情報交換しながら病巣対策を行っていきたいと考えております。

○6番（穴井宏二君） 今おっしゃいましたテングス病駆除講習会を開催されたということでした。私も2004年の市報の写しをちょっと見させていただいて、非常にこれはすばらしいなと思えました。「テングス病駆除に御協力を」ということで、テングス病とはどんなものかとか駆除の方法とか、あとボランティアの募集とか載っております、非常にこういう啓発はいいなと思っておりますけれども、まただんだんとふえているような状況でございますので、ぜひとも対策をとってほしい。課長にも、ぜひケーブルテレビに出ていただいてもほしいと思っておりますのでございます。

では、志高湖付近のテングス病対策とレストハウスについて、質問をしたいと思いませんけれども、これはレストハウスに行かれた方の声を聞いて、私も二、三回行かせてもらいましたけれども、ちょうど桜の終わりがけぐらいで、ちょっと桜が咲いているのが少ないなという感じがいたしまして、周辺の方にお聞きしたのですけれども、テングス病でこんなになっているのですよという感じで、非常に来たお客さんに対して困っているのですとおっしゃっていましたが、志高湖付近の桜につきまして、どのような管理状況になっているのかお伺いしたいと思います。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

志高湖付近の桜につきましては、約 800 本の桜がございます。管理状況といたしましては、指定管理者が枝の剪定作業などを対応可能な範囲で管理を行っているところでございます。また、樹齢が長く、倒木のおそれがある危険な桜につきましては、伐採するとともに新たな苗木を植樹するなどの対応を行っております。

○6 番（穴井宏二君） では、志高湖付近の桜がテングス病になっておりますけれども、どんな対策を考えていらっしゃるのか、そこら辺をちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

志高湖付近の桜につきまして調査をいたしましたところ、全体の約 30% 程度の桜が、テングス病の可能性があるのではないかなというように報告を受けております。以前はボランティアによる枝打ち作業等を行っておりましたが、現在では指定管理者が可能な範囲で枝の剪定及び焼却等を行っておるのが現状でございます。

この対策につきましては、言うまでもなく樹木の専門的な知識が必要不可欠と思われまます。今申しましたように、剪定それから焼却、それ以外にも新たな植えかえ、植樹、こういったものを含めて総合的に関係各課との協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

○6 番（穴井宏二君） 私が行ったときも、この前 3 回目に行きましたけれども、わずか 30 分の間に他県の福岡とか熊本とか久留米とか、他県のナンバーの車の方が四、五台、その間に来られまして、非常にやっぱり人気があるところだなと思っておりますので、春に桜をゆっくり楽しめるように対策をお願いしたいと思っております。

それから、若干ダブりますけれども、志高湖のレストハウスにつきまして、全般的に老朽化がありますけれども、簡単にどのようにされるのか、今後、答弁をお願いします。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

志高湖は、観光客それから市民の皆さんが四季折々の草花、それから自然に触れ合える別府市の重要な観光施設として我々は位置づけております。

御質問のとおり、あのレストハウスを主にして老朽化しておる施設が多うございます。具体的には、具体的に伺いますか、基本的には志高湖のレストハウスと関連施設に関しましては、志高湖一帯をハード並びにソフトを含め、どのように整備していくのかということをもまず考えなければいけないというふうに思っております。これに伴う経費の問題、さらには国立公園の規制がございますので、関係機関と協議が必要であろうかというふうには考えておりますが、全部が出そろってから対応するというのであれば、非常に時間がかかるかなというふうに思っております。急ぎの分に関しては、優先順位をつけながら対応していかなければいけないというふうな考え方でおります。

○6 番（穴井宏二君） この志高湖というのは、やっぱり非常に有名なところで、行けば心が癒やされるといえるのか、私も十何年前にあのボートに乗ったことがございますけれども、なかなか思い出に残るところでございます。ぜひとも早期の整備、またアピールをしていただきたいと思います。先日、福岡県に行きまして、何気なく別府・湯布院のパンフレッ

トを見ました。取ってまいりましたけれども、旅行会社のパンフレットを取ってまいりました。答弁は要りませんが、これに城島とか湯の平が載っているのですが、志高湖が載っていないのです。大きな宿泊施設がないというのかもしれませんが、何らかのこのアピールをぜひともやっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

では、介護職員について質問をさせていただきたいと思います。

まず、介護職員の処遇改善について。これは、以前からいろいろ言われてまいりましたけれども、どのような取り組みを行っておりますでしょうか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

平成24年度より介護職員の賃金改定を行った場合、介護報酬に上乘せして介護職員処遇改善加算を行っております。これにより介護職員の雇用を安定させ、長期間継続勤務することでより質の高い介護サービスの提供が期待できると考えております。加えまして、この加算による賃金改定が定着すれば、次の介護報酬改定時において各サービスの基本的サービス費において適切に評価を行うことを国では検討されると伺っております。

○6番（穴井宏二君） 介護職員の雇用を安定させ、長期間継続勤務というふうに御答弁いただきましたけれども、非常にそうならばいいなと思うのですが、なかなか目に見えない声として、介護職員の方の声といたしまして、サービスを利用している利用者の方から、介護サービスの範囲内以上のことをしてほしい、そういうふうなことを言われることがあって、非常に断るにも断れないというふうなことがあるようにお聞きいたしまして、私もじかに聞いたこともあるのですけれども、そのような相談を受けられた場合に、どのように対処されておりますか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

保険者である別府市や介護保険苦情相談窓口を開設しております国保連合会におきまして、介護保険の訪問介護サービスの範囲を超えて、いわゆる家政婦感覚でサービスの提供を求めてくる利用者の方がいて困っているという相談を、ケアマネジャーや介護従事者から、また逆の立場で利用者の方からは、なぜできないのかという相談を受けることがありますが、その際は厚生労働省から通知されておりますマニュアルに基づきまして適切な指導を行っております。

○6番（穴井宏二君） 今おっしゃった指導につきまして、具体的にはどんな指導ですか。ちょっと簡単で結構です。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

まず、範囲を超えたサービスを要求された場合は、ヘルパーから利用者に対しまして、求められた内容が介護保険の給付対象となるサービスとして適当ではない旨を説明すること。次に、ヘルパーの説明では利用者の理解が得られない場合には、サービス提供者責任者が対応すること。また、利用者の希望内容が、別府市の実施しております配食サービスなど他の福祉サービスで対応できないか、市に相談し利用者に助言するように指導しております。さらには利用者と事業者との間の契約に基づきまして、保険外サービスとして利用者の自己負担によってサービス提供することを検討することもあわせて指導しております。

しかしながら、こうした事例の多くは、ケアプランの作成段階におきまして、利用者に十分な説明が行われずに誤解を与えている場合も少なくありませんので、現在、この段階におけるアセスメント能力向上を目的とした地域ケア会議を月に2回開催し、ケアマネジャーの合意形成能力向上の指導にも取り組んでいるところであります。

○6番（穴井宏二君） 今、ちょっと最後のほうで誤解を与えている場合があるというふうに、「十分な説明が行われずに誤解を与えている場合も少なくない」とございましたけれ

ども、私は実際そのケアマネジャーさんの現場に立ち会ったことが2回ほどございますけれども、私が見る限りでは非常に懇切丁寧に、できること、できないことをきちっと立て分けて説明をしておりました。非常にしっかりされているなと思ったのですが、そういう中でやっぱりサービスを行ってくとサービス提供外のことが、どうしても出てくる場合があって、やっぱり非常に困っている。その声がなかなか言いづらいのです。通らないというのです。そういうふうな声がありまして、こういう声をぜひとも市のほうへ届けてもらいたいということでございました。また、そういう声が通らないと仕事をやめていく、離職率が高くなる、その原因にもなっているのではないかなと思っておりますけれども、利用者の方も介護保険で適用されるサービス、またされないサービス、しっかりと認識していく必要があるような気もいたします。それについては、どのように周知していきますか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

本年3月に訪問介護サービスについてのパンフレットを作成しまして、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所に配布いたしました。現在、ケアマネジャーが、利用者宅を訪問した時や利用者の方が市の窓口に来られたときに説明用として活用しております。

今後も介護サービスの適正な利用について十分な周知が図られるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。

○6番（穴井宏二君） はい、わかりました。いろんな周知に取り組まれているようでございますけれども、実際に利用者の方と直接接する訪問介護員の方たちも、やっぱりいろんな意見を持っているようです。いろいろ気を使ったり、また高齢の方もいらっしゃいますので、いろんなことを言われて気が滅入っている訪問介護員の方もいらっしゃるようでございますが、そういう現場の方の意見を、対話といいますか、何か生の声を聞いていただくような機会を、ある時期を捉えて生の声を聞くような機会を設けてはどうかと思うのですけれども、答弁してもらえますでしょうか。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤慶典君） 現場の声を聞くというのは、どの事業においても基本的なことだというふうに考えております。特にヘルパーさん、またケアマネジャーの方、人数的にはたくさん別府市内にはおられますけれども、何らかの形で今後も声を聞くような場を設けていきたいというふうに考えております。

○6番（穴井宏二君） ぜひとも、離職率が非常に高い、まだまだ高いところでございますので、生の声を聞いていただきたいと思っているところでございます。

では、最後に消防車につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

まず、別府市は非常に消防車が入りにくいところが多うございまして、道路が狭い、狭隘というのですけれども、狭くて、また市営住宅の団地の中でも駐車場の問題とかで消防自動車が入りにくいというようなところがございまして、実際に火災があった場合、遠くのほうからホースを引っ張って消火活動をするようでございますけれども、改めて火災現場までちょっと距離が遠い場合、消火活動についてどうされているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○消防本部庶務課長（河原靖繁君） お答えいたします。

消防自動車の部署位置に関しましては、火災現場ではなく、火災現場近くの消火栓、防火水槽等の水利場所に部署することを基本としております。また、延焼建物に近づき過ぎますと、輻射熱によりまして消防自動車自体が被災するおそれから、一定の距離をとる場合もございます。消火活動に関しましては、消防隊員が進入できる道路幅があれば、水利部署した消防自動車からホースを延長して消火活動を行います。

○6番（穴井宏二君） はい、わかりました。しかし、別府には非常に坂道が多くて、軽自動車でなければなかなか上れないとか、入れないとか、そういうようなところもございま

して、迅速に消火活動また人命救助を行うために、だんだんと他市で導入されておりますけれども、軽四輪の消防自動車、これをぜひとも活用したらどうかと思うのです。私もちょっと紹介されて実際に見させてもらったのですけれども、非常に機能的でいいな、素早く動けるようでございます。

また、その人が言うには、軽四輪にキャプスを搭載している消防自動車、余り、ちょっと聞かないのですけれども、このキャプスという消防自動車、素早い消火活動をしておりました。このキャプスについて、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○消防本部庶務課長（河原靖繁君） お答えをいたします。

軽四輪の他市の導入状況ですけれども、県内 14 消防本部に確認をしたところ、9 消防本部が購入しております。しかし、全て消防団が運用しております。

次に、キャプスについて御説明をさせていただきます。

キャプスとは、日本語に言い換えれば、「圧縮空気泡消火装置」で、水に圧縮空気と消火原液を混ぜ泡をつくる装置です。特徴といたしましては、冷却消火と窒息消火をあわせ持った消火作用があり、付着性にすぐれた点から、天井、壁に長時間付着し、水よりもまさるといような消火効力を発揮いたしております。また、水 1 に対しまして、約 10 倍の空気が入るため、水量が少ないことからホースが軽く、機動性・操作性にすぐれ、水損防止にも効果があります。

現在、別府市消防本部では、軽四輪ではありませんが、キャプスつきの消防自動車を 3 台購入しております。

○6 番（穴井宏二君） では、最後にちょっとお聞きしたいのですけれども、今おっしゃいました、県内でも軽四輪の消防自動車を導入している消防本部があるということでございますが、今御説明いただいたキャプス、非常に天井とか壁に長時間付着して消火力が強い、効力があるということでございますが、このキャプスつきの軽四輪の消防自動車について導入してはどうかと思うのですけれども、消防長、いかがでしょうか。

○消防長（渡邊正信君） お答えをさせていただきます。

今回、議員さんには貴重な御提案をいただきまして、まことにありがとうございます。

実は私も、この軽四輪の消防自動車、興味があると申しますか、大変注目をしておるところであります。今後は、他市の運用状況等々を参考にしながら検討をしていきたいなと思っております。

○6 番（穴井宏二君） ありがとうございます。ぜひともよろしく願います。

○4 番（野上泰生君） 今議会最後の一般質問になりました。できるだけ簡潔に行きたいと思っております。

まず、つい先般ですか、国会のほうで旅館・ホテルを初めとする公共施設の耐震基準を少し、耐震化の法律が成立されました。もちろん地震・災害に強い施設をつくるのは大事なのですが、逆にかなり厳しいもので、老舗の旅館、温泉地ですか、大変存亡の危機にさらされそうな危機感を持っています。そのことに対して全国温泉所在地市長会の代表である浜田市長、それから、今いませんけれども、吉富議長、議長会の吉富議長には大変迅速に動いていただきまして、感謝を申し上げます。早速あした、国のほうに行かれるということで、頑張ってきていただきたいと思っております。

きょうは、観光の部分と国保、それから障がい者福祉について、質問をさせていただきます。

まず観光ですが、平成 24 年、観光客の実績。もう今平成 25 年 6 月ですから半年たっているわけですが、傾向としてどのようになっているかお聞かせください。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

現在、昨年平成 24 年の観光動態につきましては、集計中でございます。その中で、概ね総観光客数、それから宿泊客数並びに日帰り客数とも、増加傾向にあるというふうな推

測しております。

- 4番（野上泰生君）　そうですね、残念ながら観光動態調査が別府市の正式な発表数値で、それをまとめるのに、いろいろな数字があって、発表、表に出せないような状況だと聞いています。ただ数字、せっかく去年、宿泊客は入湯税ベースに直るという形で、実態に即した数字にかえたわけです。その数字というのは、別に観光動態調査というレポートを出すためのものではなくて、やはり現在行っているさまざまな観光の政策の評価等に使うべきものだと思うので、できるだけ早い集計と分析それから公表を、できれば四半期ベースで、その範囲でできる速報値、もちろん修正を前提としての速報値で構わないので、スピード感を持って発表できるような状況づくりを今回はお願いしたいと思います。

さて、昨年度の状況は概ね増加傾向であるという答弁がありました。では平成25年度、今回大きな3本の新規誘客事業をスタートしていますが、現段階ではどのような感じか、具体的な数字が上げられれば、それも含めてお聞かせください。

- 次長兼観光課長（松永 徹君）　お答えいたします。

まず、アニメを利用いたしました誘客プロモーション事業についてでございますが、これは4月27日にキックオフイベントを開催しました。新たな客層となり得る若い世代の姿も見られまして、その後さまざまな団体あるいは業種の方々、いろんな方々から御意見、それからインターネットメディアを通じまして、いろんな反響がございました。しかしながら、多くの誘客に反映させる手段・手法といたしまして、現状からの修正が必要な部分が明確になったということで、現在再度のスケジュール並びに実施に当たっての戦略等の調整を行っている最中でございます。

それから、2番目にインターネットの広告事業についてでございます。これは御承知のように、動き出して概ね1カ月分というようなこととなりますが、その約1カ月分の前年度の比較の中で申し上げますと、じゃらん、これは宿泊客数で7.4%、取り扱い額で6.7%の増加、それから楽天、これに関しましては宿泊客数16%、それから取り扱い額15%と、前年度より2社合わせまして、取り扱い額で3,110万3,000円、宿泊客数で3,727人の増加の結果となっております。

続きまして、各種大会等のコンベンションの誘致助成事業についてでございます。現在までさまざまな誘致活動を行いまして、今年度で新たに10件、開催期間中の、これは延べでございますが、参加者数が約4万4,000人の新規の予約を取りつけたということでございます。これからの一層の成果を生むように、全ての事業に関しまして積極的に取り組んでいきたいと思っております。

- 4番（野上泰生君）　具体的で詳細な説明を、どうもありがとうございます。

漫画アニメを使った誘客プロモーションに関しては、4月27日にキックオフイベント、私も参加して、記念撮影とか楽しみました。この部分、やっぱりいろんな御意見をいただいています。市としても、かなり異例というか、思い切った事業だと思いますので、さまざまな見方があるのかなと思っています。ただ、これ好意的に捉えていきたいのは、まず4月27日という極めて早い段階でキックオフをして、その中で課題とかやるべきこと、戦略を実際に感じられて修正をしているということで、きっとこれから入る部分はさらによくなっていくのかなというふうに期待していますので、頑張ってくださいと思います。

ネットの広告は確実に伸びているわけで、ただ、それぞれじゃらんと楽天で10%ぐらい差が出ているということで、正直、ネットはどんどん今、毎年ふえていますので、恐らく前年比5%アップぐらいは何もしなくてもふえていくのです。じゃらんがほぼそれぐらい、それから楽天は15%アップということで、楽天に関してはちょっと異常値というか、やはり成果が出ているのではないかなと感じています。実際、私はじゃらんと楽天

を見て、別府がどれぐらい出ているのかなと見ると、やっぱり楽天のほうが何となく目立つのです。別府の露出が大きい。特に楽天に関して言うと、500円の割引券ですか、それを楽天さん独自の予算で提供するというふうな、いわゆる拡販に協力していただいているという状況もあって、この15%増という数字が出ているのではないかなと思っています。この部分は、本当に数字がすぐ出てくるので、場合によっては頑張るところに予算をシフトしていくとか、そういった柔軟な形で、要は来て何ぼという話なので、どんどんと本当に最適なところ、効果のあるところにどんどんやっていただきたいと思います。

コンベンションは、もう既に4万4,000人が——延べ——契約できているという話で、これも大変成果が大きいのだなと感じています。こちらのほうは、やはり当初の考えどおり一番先に成果が出る分野で、場合によってはどんどんとまた積み増していただきたいと思います。そこら辺を含めて平成23年の数字から、宿泊で13万人増、日帰りで40万人増というのが、前回の議会で確認した目標だと思うのですが、これだけ出ていくと、かなりその数字の達成も現実的になってきているのかなというふうに思います。

では、この新規事業の実施に当たって、特にコンベンション関係ですが、民間サイドと連携ができていくかどうか、ちょっとお聞かせください。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

先ほどお話をしましたコンベンション大会の誘致助成事業に関連いたしまして、特に別府料飲協同組合、ここが参加者に対しまして各店舗が、例えばワンドリンクサービス等の特典の実施に向けまして現在取りまとめを行っておりまして、早期実現目前というような状況でございます。また、料飲協同組合と共同での、これはステッカーというような話を聞いておりますが、店舗に備えて、安心してコンベンションのお客様が入店できるような方法も自主事業として取り組んでいただいております。

今後、新規事業の実施に伴います民間サイドの連携、活用の促進、別府市全体に波及いたします一層の成果に向けまして取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○4番（野上泰生君） このコンベンション関係は、やっぱり従来から別府は得意分野だと思っています。したがって、民間側も速やかに協力体制ができてきているということで、これはいいなと思います。

ネットに関しては、旅館のほうにも確認しましたが、なかなか一緒にやる部分で幾つか問題があって、それをちょっと解決していくことで、もう少し地域と一緒にできるのかな。そうすると、もう少しまたさらに成果が積み増しできるのではないかな、こう考えています。

では、「エンターテイメントシティ別府」構想に戻りますが、この部分、もう少し具体的に、どういった地域のどういうふうな人たちに訪れてほしいのか。そのようなことをちょっとお聞かせください。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

これまでも別府市に関しましては、国内外、それからいろんな面でそういう方々から訪れていただいておりますが、この事業に関連いたしましては、親子二代を初めに30代から40代のファミリー層、それから、これまでなかなか実績が上がってこなかった10代から20代の若年層、また世界からのアニメファン、それからアニメのマニアと、幅広いお客様の層からの誘客を目指しております。

○4番（野上泰生君） 今聞くと、幅広いというふうに言われましたが、恐らくこれ、例えばタツノコ等は我々世代なのです。我々が幼いころ見ていたわけでいいわけですが、今回の初音ミクなんというのは、僕らも全くわからないけれども、いわゆるオタクと言われる層なのかなと思っています。実際、今地域でもいろんな意見が出ている部分に関して言うと、どうもやっぱりどういう形でお客様が来て、どんなお客様が来て、どういうふうに楽

しまれて、地域としてどういうふうにおもてなしをしているのかという、具体的なイメージが多分共有できていないのかなと思っています。この間のキックオフイベントで何となく、参加した人はこんな感じの人たちが来て盛り上がるのかなというのはわかったと思うのですが、まだまだ多くの方はどんな感じなのかな、何となく来るのか来ないのかよくわからないという状況だと思います。

首藤議員さんからも案内がありましたとおり、今度、議会が終わったら自民党議員団で洞爺湖の「マンガ・アニメフェスティバル」という、これ、去年3万人ぐらいの人が来てコスプレとか、そういったオタク系、3万人。3年前に始めたときは二、三千人しか来なかったのが、急激に今ふえていて3万人。今年度はもっとふえると思うのですが、札幌からバスツアーが何台もできていたり、とにかく泊まりが、もう泊まれませんでした。もう全部押さえられていて、我々は泊まれずに別の場所に泊まらざるを得なくなるぐらい、どんどん今ふえている。ここにちょっと行ってきて、具体的にどんな感じで地域、どんなお客様が来て、どういうふうな楽しみ方をしているのか。これをちょっと勉強してくるので、その辺また御報告して、施策に生かしていただきたいと思います。

この漫画アニメですが、今後の主な取り組み、どのようになっているかお聞かせください。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきました。現在、最後のスケジュール調整を行っているわけですが、タツノコプロとのプロモーションにおきましては、市営温泉を活用いたしました「タツノコ風呂」、それから市内の周遊を図ります宝探し、あるいはスタンプラリー、また別府市のオリジナルキャラクターの制作と、それを活用した宣伝の実施を予定しております。

また、初音ミクに関しましては、ドームを設置いたしまして、別府市のオリジナル映像の配信、それからマッピング映像の実施等を計画しております。

さらに、我々もこれは非常に注目しておりますが、民間レベルにおきましては、新規事業に伴います商品の開発、それからその販促、さらにはネット予約に伴う数の提供拡大等、さまざまな形で活用しようという動きが広がってきております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。これから、4月のキックオフイベントの反省を踏まえて再構築していく部分を期待しています。その事業を展開していく上で、地域連携はどのように構築していくのか、お考えをお聞かせください。

○ONSENツーリズム部長（亀井京子君） お答えいたします。

本事業の地域等開催イベントは多種多様であり、それぞれに対する連携協力は、事業の発展や成果に結びつけるためには必要不可欠と考えております。ONSENツーリズム部全体の事業として取り組んでいるところでございますが、各課が関係する団体などへの情報発信により、連携協力の構築強化に向け協議を重ねているところでございます。

○4番（野上泰生君） さっきの洞爺湖にしても、大体この関係のイベントが成功している地域というのは、やっぱり民間のいろいろなアイデアとか、特に若者、我々はもうわかりませんから、若者、しかもそれぞれが何か好きな分野とか、いろいろ違う、非常に多様な集団、多様な方々をまとめて、その方々が活躍するような場というか、そういうものを行政がちゃんと整備しているところが成功している場所。したがって、今回ONSENツーリズム部全体としてやっていただけるということで、これは大変ありがたいわけで、先般もちっと観光課で相談しているときに、担当の若い職員が、かなり悩んでいるみたいで、多分いろいろ民間の方からも、ああしろ、こうしろ、あれではだめだみたいな話をされているのかなと思いましたが、ぜひそういった若い職員さんが一緒になって楽しみながら成長していく。観光というのは、やっぱり楽しくなければだめなので、楽しみながら地域の

若者たち、特に自分たちでやるのだというふうな意欲的な若者たちと組んで、こういった漫画アニメによる集客ができるようになれば、これはまた単純にその分野の集客だけでなく人材の育成にもなるし、地域の中で頑張る人材の発掘にもなると思うので、ぜひともこの部分は市だけがやるのではなくて地域、どちらかと言うと地域を主役にしながら市がサポートしていくという形にどんどん切りかわっていただければと思います。この部分を大変期待しているので、よろしく願いいたします。

次は海外の部分なのですが、今、国の観光の報告も、ついこの間出まして、やはり東南アジアから一気に伸びてきているのです。別府は、今年度から東南アジアをやるという話ですが、その前に積極的にやってきた中国の状況、クルーズ、これはどのようになっているか、まずお聞かせください。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

当初、平成 25 年度にマリーナ・オブ・ザ・シーズ、それからボイジャー・オブ・ザ・シーズの 5 回の入港予定がございました。ところが、6 月までの日本への入港予定が全てキャンセルとなっております。現在、8 月以降 3 回の入港予定となっております。現在も定期的に中国本土の旅行船会社とやり取り、連絡をしているわけですが、正直申し上げまして、これも現在の状況で行きますと、かなり不安定な要素というよりも、非常に実現させるには厳しい状況であろうかなというふうに想定をしております。

○4 番（野上泰生君） これは、尖閣の問題が多分関係しているのかなと思います。先般、中国の方が、尖閣についてまた別の発言をしてきたので、そろそろ雪解けもあるのかなと期待しつつ、やはりこの中国だけで外国からの集客戦略をとるのは、結構リスクがあるなというふうな気がしています。もちろん中国市場を全く無視していいとは思いません。重要な市場であることには変わりないですが、中国一極集中のリスクというのが、今回はつきりしたのかなと思っています。

一方で東南アジアや欧米というのが、まさに今伸びているわけですが、ここら辺の集客戦略は、今年度を含めてどのような形で考えているかお聞かせください。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

東南アジアに向けましては、実質的には今年度から新たに取り組むというようなことになろうかというふうに思っております。現在まで、その方面からのお客様も若干程度ございましたが、別府市としての認知度、それから観光都市としての知名度もまだまだこの方面の方々には不十分であろうというふうに考えております。

このような状況の中、一般の方々、それから旅行代理店に向けまして、まずは別府市の認知度の向上、それから地理的状況、さらにはまちの特色等を伝えまして、観光地としての魅力とともに、旅行先としての選択先となりますよう、PR 事業を主体とした事業展開を今年度実施してまいりたいというふうに思っております。

○4 番（野上泰生君） 東南アジア、これからということ、実は私は数カ月前、イスラム圏の方が結構多いのです、インドネシアにしてもマレーシアにしても、その方々が、どうしても食べ物に制限があるということでハラールですね、その勉強会に出て、その先生に、九州というのは、東南アジアというか、マレーシアから見たらどのような場所なのですかと聞いたら、正直、観光先ではないというふうに言われました。今、東南アジアの皆さんの関心は東京です。洗練された都会の東京であり、また雪がある北海道、この 2 つなのです。残念ながら温泉という部分は余り通用しないというか、興味の対象にないということを言われて、では、別府はどうしたらいいのだろうと考えたときに、まさにオタクですね、漫画アニメ。これはもしかしたら可能性があるのではないかと考えています。「東京オタクモード」というフェイスブックのページがあって、これは漫画アニメの日本のオタク文化を発信するページなのですが、何とその購読者、1,200 万人ぐらいいるのです。

これは世界でも何本かの指に入る大きさで、アメリカのシリコンバレーの会社からお金が出て、この分野、出資が入っているぐらい注目されているものなのですが、この辺もやっぱりそういう日本の漫画アニメオタク文化というものも関心が、ものすごく海外で高いのです。

今回の「エンターテイメントシティ」の中できっちりとその戦略に入れていただいて、東南アジアの分野にもオタクのリゾートですか、「オタクのリゾート別府」みたいな、そんなイメージで伝えていくことで、もしかしたら別府に行ってみよう、別府ってどんなまちなのだろう。別府へ来てしまえば、温泉があって素晴らしい場所なのですから、まず最初にどう来させるかという動機づけの部分でそういったことも戦略の視野に入れていただきたいというふうに考えています。

今回、また同じ北海道の視察の中で函館に行きます。函館は、やはり結構東南アジアからの集客、特に台湾とかが多いわけですが、しっかりとホームページをつくって情報発信してどんどんアクセス数も伸びているようです。これ函館は、民間に実は観光ホームページを委託して、民間のそれなりのプロフェッショナルを使って、ちゃんと戦略的に情報発信をしているという状況なので、そういったまた事例もちょっと勉強してきますので、また報告をしますから、ぜひこちらの東南アジア外客というのは、別府観光にとっては非常に重要なこれからのマーケットだと思うので、力を入れていただきたいということで、一応この観光関係は終わります。

次は国保です。これは、議案質疑でもやり取りさせていただきました。非常に危惧しております。今後の国保会計、収支見通しに関してどのようになるか、ちょっとお聞かせください。

○保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

今後の状況についてですが、歳出における医療費は、年々2%程度は増加することが見込まれますが、一方、保険税収入については、収納率については少しずつ向上していますが、景気の停滞等で所得がふえないため、調定額が伸び悩んでいます。平成24年度の決算見込みはおよそ1億8,000万円ほどの赤字が見込まれていますので、平成25年度の決算見込みも、平成24年度の累積赤字を解消することは厳しいと考えられております。したがって、今後の国保財政も厳しい状況が続くことが予想されています。

○4番（野上泰生君） 厳しいということで、平成24年度が1億9,000万円の累積赤字ということから、2億円を一般会計から繰り入れることでとんとんになるという予測が、実際は1億8,000万円足りなくて繰り上げというのですか、繰上充用したということですか。計算すると、差額でマイナス1.9億円ぐらいになりました。これまでは平成20年度ですか、国保税値上げをして、毎年2億4,000万円から1億2,000万円ぐらいの幅で単年度収支は黒字で累積が減ってきたのですが、ついに平成24年度においては単年度で1億9,000万円弱の赤字になったという話です。これを単純に2億円だとして、今後5年間掛ければ10億円ですか。プラス毎年2%医療費が伸び続けているに従って、収入のほうはほぼ横ばいという話ですから、これ、医療費150億円ですから、単純に行くと3億円。これは全額が市のお金ではないわけで、それを考えると5年間で何か十何億円になるのではないかなと、僕は勝手にこれは計算しています。これは正式な数字ではないわけですが、これだけ赤字が出ることが予測されるときに、一般会計から繰り入れを実際続けていくのかどうかお聞かせください。

○保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

国保の赤字につきましては、本来でありましたら、国保会計内の歳入の確保及び歳出の抑制で対応すべきであり、歳入における保険税の増収を図る観点から、保険税率のアップも考慮する必要があります。保険年金課としても、まずはこの適正な歳入の確保及び歳出

におけるふえ続ける医療費の抑制に向け努力をしていきたいと考えております。

繰り入れに当たりましては、今後の赤字の額及び一般会計の財政状況等を考えて判断する必要があると思いますが、今後も財政当局と協議していきたいと考えております。

○4番(野上泰生君) この件、もうちょっと後でやりますが、では、要は財政を健全化させる、国保の会計の健全化というのは重要だと思うわけですが、まずは保険年金課としてどのような取り組みをしているのかお聞かせください。

○保険年金課長(勝田憲治君) 財政の健全化に向けた取り組みですが、保険年金課といたしましても、まずは適正な歳入の確保及び歳出において、ふえ続ける医療費の削減に向け、保険者としての責務を果たしていく必要があると考えております。

歳出面では、医療費の適正化事業として、主に4つの事業を行っています。まずはレセプト点検事業です。医科及び歯科のレセプト点検員を7名雇用し、診療報酬明細書の点検を行い、請求誤りの発見に努めております。2番目といたしましては、第三者行為の求償事務です。これは、交通事故等の第三者行為による医療については、その行為を起こした者が本来負担すべきであり、その発見及び求償に努めているところでございます。3番目といたしましては、医療費通知とジェネリック医薬品通知であります。医薬品通知につきましては、2カ月に1回、2カ月分の診療状況の通知を行っています。これにより被保険者の方に医療費の実態を知ってもらうとともに、医療機関からの請求ミスを防ぐことができます。また、ジェネリック医薬品に関する情報を提供することにより、ジェネリック医薬品の使用率が高まり、結果として医療費が抑制されることを期待しております。4番目といたしましては、特定健診や特定保健指導といった保健事業であります。健診により糖尿病等の生活習慣病の方の予備軍を発見し、重症化しないように指導することによって長期的な医療費の抑制を図ってまいります。ほかにも多受診者訪問指導、腎機能重症化予防支援事業などを実施しているところであります。

また、歳入面につきましては、収納率の向上を図る観点から、税の支払い能力がある人につきましては、引き続き財産の差し押さえ等の滞納処分を強行しております。

その他にも、保険税の適正賦課を図る観点から、社会保険に加入している人が未届けの場合は、職権による資格喪失、未申告者への申告勧奨等を強化しています。

○4番(野上泰生君) ありがとうございます。保険年金課としては、以上のことが、この財政健全化に向けて打てる手立てですね。理解いたしました。それらのことは、やっただいたっているものと思います。

では、逆に保険年金課以外、庁内として持続可能な国保事業を実現するために、どういうふうな体制で検討されて、またどういふ方針が出ているのかお聞かせください。

○保険年金課長(勝田憲治君) お答えいたします。

今、保険年金課で実施している事業、先ほど答弁したとおりでございますが、基本的には国保の被保険者が対象となっておりますので、保険年金課が実施主体としております。その中でも関係課との情報交換を図っている事業といたしましては、保険税の収納対策、訪問指導事業、特定健診、特定保健指導などの保健事業があります。

今、保険税の収納対策につきましては、収納課との情報交換を強化して徴収率の向上を図っております。また、保健事業につきましては、健康づくり推進課と連携協力を図り、事業の強化及び円滑な運営を推進しています。

○4番(野上泰生君) これは何度も質問していますが、市民の健康増進です。あの部分なんかもどんどん国保のほうから働きかけてほしいなというふうに思います。先般から言っている見附市なんかは、やはりちょっと別府と、そういうふうな政策に関しての投入の規模が全然違うのです。見附は、その人口が別府の3分の1ですけれども、運動指導員は12名います。別府は、3倍いて2名ですか、ストレッチの。それぐらい徹底的に、あり

とあらゆる手段を使って健康増進を図っています。しかも、見附市がいいのは、財源とかも、資料をお渡ししましたが、見附はそれだけやるのに、大体手出しで1,000万ぐらいしかないのです。大部分は国や県から出るということで、予防のほうは結構財源をそんなに措置しなくても、大き目の事業が打てるものです。しかも、ちゃんと雇用も生まれるし、市民も健康になって交流も盛んになるということで、投資して決して損がないと思うので、この事業を強化していただきたい。特に国保のほうからも、保険者として積極的に働きかけていっていただきたいと思います、市内で。

今は市内ですが、行政以外の関係者とはどのような協議をしているかお聞かせください。

○保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

行政以外ということで、保健事業として実施している特定健診、特定保健指導事業についてですが、これの実施に当たりましては、医師会と協議して、円滑な事業の運営を図っています。また、個々の医療機関及び自治委員の皆様にも事業の内容を説明して、協力をお願いしているところでございます。

○4番（野上泰生君） 庁外は、今の特定健診、特定保健指導について、特に医師会と協議をしてやっているというお答えをいただきました。現実的に保険年金課として適正化というか、この財政の健全化を図るために必要な対策というか、このあたり、一番確実なのだというのがあったら教えてください。

○保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

受診に当たっての必要な課題ということで答弁させていただきます。

保健事業及び収納率の向上につきましては、国保制度の健全運営において重要な事業であります。今後の課題として、これらの事業の推進を図るため、保健師や徴収担当職員の増員、関係課との連絡の強化など、体制の強化が問題であるというふうに考えております。

○4番（野上泰生君） 徴収担当の職員や保健師を増員してくれという話です。今までの答弁の中で正直言いたかったのは、保険年金課だけが何かやっても、もうかなり限界にあるのではないかというふうに私は考えています。これだけ医療費ががんがん伸びていく中で、少し徴収率を上げていくとか、そういう収納率を上げるという話では、もう追いつかないというのが多分現状、現実なのかなというふうに考えています。

もう一度ちょっと確認していきますが、市長は、公約の中で「一般財源を切り崩してでも市民の皆様の負担を軽減する」というふうな公約をされていますが、それは、そういった話なのですか。では、その市民の皆様というのは、私はいつも聞いていてちょっと違和感があるのですが、現状、別府市の国民健康保険被保険者というのは何人で、何%でしょうか。

○保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

平成25年4月末現在ですが、別府市の人口が12万2,489人、国民健康保険の被保険者は3万3,551人で、人口に対する割合は27.39%となっております。

○4番（野上泰生君） 正確にどのような言葉を言われたのかわからないのですが、議会の中で、「一般財源を切り崩してでも市民の皆様の負担軽減」というのは、やっぱりちょっとおかしいのではないかと思います。市民の皆様の負担を軽減しているのではなくて、国保の加入者、被保険者の負担を軽減している。その財源として、市民の皆様から預っている一般会計の財源を使わせていただいている、御負担をいただいているという話が、僕は正確だと思いますので、今後そういうふうな形で話すべきだと思っています。そういう中で27.39%の国民健康保険被保険者のために、一般会計から国保特別会計に繰り入れる。繰り入れるかどうか、まだ決まっていらないわけですが、今後5年間で相当な赤字が予想されるわけで、それは他の被保険者である72.61%の別府市民の負担増になると思っています。ちゃんとそういうふうに、議会でも説明した上で議論をしていきたいというふうに考

えています。

そもそも国民健康保険被保険者の負担を減らすために、一般会計から繰り入れをするのはやっぱりおかしいと思うのですが、それはどうなのでしょう。

○保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

国保会計は特別会計ということで、独立採算が原則であります。この国保の赤字につきましては、本来であれば国保会計内の歳入の確保及び歳出の抑制で対応すべきであり、歳入における保険税の増収を図る観点から、保険税率のアップも考慮する必要があると考えております。しかしながら、現行の国民健康保険制度については、年齢構成が高く、医療費水準が高いこと、所得水準が低いことため保険料負担が重いといった制度上の問題により、多くの市町村で財政状況の悪化による繰り入れ状況や一般会計からの繰り入れを実施している状況でございます。

別府市においても、このような事情により、さきの3月補正で一般会計からの繰り入れで累積赤字の解消を図った次第であります。御理解をお願いするものでございます。

○4番（野上泰生君） 一般会計から繰り入れをする、しないを協議する前に、まず本来はどのような形で国保財政を健全化していくか、相当努力をする必要があると思うのです。なぜならば、市民の皆様からお預かりしている一般会計を使っていくわけですから、これはかなり特別な状況だというふうに私は考えています。その必死さというか、余り正直見えないのです。先ほどの市民の健康増進にしても、他の市町村はかなり必死でやっています。豊後高田市は、さっきの見附市が加わっているグループにも参加して、政策を一生懸命勉強しています。豊後大野市は、もう一般会計から繰り入れし出したので、危機感を持って熊本からコンサルを呼んで徹底的に健康増進政策を今考え直しているところです。そこが、正直別府はまだ見えないので歯がゆいというか、ぜひともそういった形で公約をして、本当に実現するのは、やはり国保財政を健全化することで実現するべきだと思いますので、一般会計から入れるというのは、もう本当に禁じ手だと考えています。

今話であった保険年金課だけ、もしくは市役所内部だけで問題解決がやっぱりできない。先ほど言った市民の健康増進、これがまず1つの手。私は、主戦場というのはそうではなくて、地域医療のあり方そのものを変える必要があると思っています。堀本先生も言われた長野県が、非常に1人当たりの医療費も低くて進んでいるわけですが、やはり長野県は、すぐれた役所があるのではなく、すぐれたお医者さんがいて、持続可能な地域医療のあり方、もしくは保健師がいて地域と連携した保健行政をしているというのが、やっぱり最大の特徴なのです。そのような持続可能な地域医療のあり方について、医師会や保健師会等の外部の組織と協議会を組織して、市長がリーダーシップをとって医療費の削減について協議していく必要があると思っていますのですが、実際そのような場というのはあるのでしょうか。

○保険年金課長（勝田憲治君） お答えいたします。

まず、国保制度の全般の運営に関する重要事項を審議する協議会といたしまして、国民健康保険法の規定に基づき設置している国民健康保険運営協議会というものがございます。この協議会においては、保険税率の改正や法律の改正等に伴う事務処理等の制度運営に関することを審議しております。

これとは別に、健康づくり推進課が所管しています地域保健委員会というものがありません。会長は別府市長で、副会長は別府市医師会会長となっております。構成委員は市議会議員、医師会、歯科医師会、薬剤師会、大分県東部保健所、大分県助産師会、PTA連合会、民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、地域婦人団体連合会などとなっております。この委員会の目的といたしまして、地域医療と公衆衛生に関する問題を調査研究し、市民の健康保持・増進事業を推進し、別府地域社会の発展を図ることとしております。

○4番（野上泰生君）ありがとうございます。つまり地域保健委員会という委員会があつて、そこには少なくとも地域医療のあり方であったり、地域における公衆衛生を協議する場がちゃんとあるということです。そういう場があるのであれば、その中で持続可能な地域医療や、保険者となる市が国民健康保険事業の健全化について具体的な協議というのをされたことがあるのかお聞かせください。

○保険年金課長（勝田憲治君）お答えいたします。

地域保健委員会には、総会、運営委員会、専門部会として8つの小委員会で構成されております。国保の被保険者を含めた別府市民全体の健康保持・増進事業の推進を目的といたしておりますので、国民健康保険事業における特定健診、特定保健指導事業やジェネリック医薬品の差額通知、これらにつきましては、運営委員会で協議をしております。ただし、事業の実施に当たる具体的な事務処理、これについては、地域保健委員会とは別の場で保険年金課、健康づくり推進課と実施する医療機関等で協議をしています。

○4番（野上泰生君）突然振って申しわけないのですが、これは、年に何回ぐらいこの委員会というのは開催されていますか。

○保険年金課長（勝田憲治君）お答えいたします。

小委員会というのは、年に三、四回たしかやっていたと思います。総会というのは、年に1回ぐらいかというふうに考えております。

○4番（野上泰生君）今の回数だと、恐らくそんな突っ込んだ議論はできないというふうに思います。これは、委員会は市長が会長です。この委員会しか少なくとも持続可能な地域医療のあり方であったり公衆衛生の望ましい姿というのは、協議できないのではないかと思います。したがって、この委員会でぜひとも私は市長が切実に現状を訴えて、特別なチームをつくってもいいではないですか。お医者さんも実は今のようなどんどん膨れ上がっていく環境というのは、決して望ましくないのです。持続可能な地域医療がやっぱりあってからこそ経営も安定化するし、ベッド数が足りないから増床したはいいいけれども、今度は人が減って経営的にまずくなるみたいな問題になるわけです。したがって、必ず折り合っている案が出てくるし、ジェネリックにしても、そういった真剣な協議の中から意識がやっぱり変わってきて成果としてあらわれるわけですから、ぜひ市長がリーダーシップをとって、この地域保健委員会において真剣な議論をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○市長（浜田 博君）お答えをいたします。

数々の御指摘をいただきました。ありがとうございます。この国民健康保険事業の健全化の問題、これまでも私も答弁してきましたが、本当に重要な課題である、議題であるというふうに認識をいたしております。特に歳出の抑制、このことに本当に頭を痛めておりますが、この保健事業等の推進については、本当に積極的にやっぱり取り組む必要がある、これはしっかりと受けとめたいと思います。

また、先ほど課長が答弁しましたように地域保健委員会、これは本当に別府市民を代表した地域医療、公衆衛生、こういったものに対する問題を研究調査しているわけで、また市民の健康保持・増進を目的として設置された地域保健委員会でございます。もちろん私が今会長を仰せつかっておりますし、その中で専門部会や運営委員会の中で本当にいろんな報告を聞いております。この委員会の中でやはり代表者は、医療機関を初めとして民生児童委員の方、さらには老人クラブ、PTA連合会、各種関係団体の皆さんも入っていただいておりますので、そういった中で乳幼児から老人に至るまで、高齢者に至るまで、全ての年代の皆さんの健康増進の問題、さらには病気の予防等について検討していただいております。特にきょうは国保会計の問題が議論になっておりますが、被保険者は27.9%、3割近いその被保険者の、いわゆる国保の被保険者ですね、この健康増

進についても非常に重要な問題でございまして、これをこの協議の場において重要な議題として受けとめて、しっかり有効活用して国保事業の健全化、このことについてしっかり努めていきたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 4番（野上泰生君） 本当にこれ、医療費の伸びの抑制に関しては、正直行政がどうこうできる範囲はやっぱり非常に限られていると思います。予防ぐらいですね。お医者さんが本気になって地域医療のことを考えて患者さんにアドバイスしていただくと、本当にやっぱり言うことを聞くではないですか。だから、お医者さんの協力を得ていくということが、やっぱり最も重要なことだと思いますので、ぜひとも医師会を含めて申し入れというか、現状を説明して訴えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次は障がい者福祉ですが、「障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例」が、現在議会の委員会等でも検討されています。いろんな調査会も繰り返し行われています。私は、ちょっと委員会の外の人間なので、今回一般質問をさせていただきます。

これは、まずちょっと市長にお伺いしたいのですが、この条例をつくることで、市長は別府市をどういうまちにしたいというふうに使われているかお聞かせください。

（議長交代、議長吉富英三郎君、議長席に着く）

- 市長（浜田 博君） 私の政治信条といいますか、「住んでよし、訪れてよし」のこのまちづくり、これは障がいのある人もない人も、それにかかわらず全ての方たちが本当に住んでよかったなというまち、そして、観光立市にお客さんをお迎えするのに、やはり心の温かいまちだな、また行ってみたいまちだな、こう思えるようなまちづくりをしたいというのが私の思いでございまして、今回、この条例についても、障がいのある方、またその家族の方、御苦労されているこの切実な思いをしっかりと受けとめたときに、やはり誰もが安心して安全に暮らせる、そういったまちづくりをしなくてはいけない。差別、偏見のないまちづくりをしたいという思いから、こういった条例制定に積極的に取り組んでいきたい、こういう気持ちになったということでございます。

- 4番（野上泰生君） ありがとうございます。市長のその思い、実現できるといいなと私も考えています。私は、もう1つ、政治信条的な話もいいとして、まちづくりとか地域づくりという意味でも、この条例とかこれを背景にした国際的な動きは、やはり障がいを持たれた方が、今まではどちらかと言うと医学的な理由によって普通には暮らせないから施設に行ってくださいというふうな扱いをされていたところに、やはりそういう方々がちゃんと人間らしく自分で施設を選べる人は施設、もちろん地域に住み続けたい人は地域という形で、人間らしく生きていける社会をつくらうということだと思っています。したがって、このような障がいを持たれた方が、やはり安心して自立して暮らせるまちをいかにつくるかというところが、そのような政治信条を実際的にまちづくりというふうにすると、そういう形になっていくのかなと思っています。それは、やっぱりそういうまちになっていただきたいし、私は、別府は福祉都市ですから、別府に住みたいと、障がいのある方が住みたいと思えるようなまち、もしくは移ってきたいと思えるようなまちになるべきだと思うわけですが、そういうふうに入転してどんどんふえてくるということに関しては、また財政的な影響等もあると思うのですが、どのような状況になると考えられていますか。この条例で道路をどうこうするとか、そういうものとは別にどういうふうな影響が出るか。本来住んでいただきたいのか、多く。その辺をお聞かせください。

- 次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

この条例の制定により、別府市が障がいのある人にとって住みやすいまちになり、別府市に住みたいという障がいのある人が増加することは、この条例の本来の目的である共生社会の実現が果たされようとしていることをあらわすものと考えております。

障がい者数の増加による影響につきましては、障害福祉課の経費といたしまして現在の

事業は主に障害者自立支援給付費、地域生活支援事業費、特別障害者手当、心身障害者福祉手当、重度心身障害者医療費助成事業等があります。障がい者数の増加により、これらの既存の経費についても増大することが見込まれますが、今後、条例の施行に伴う経費として、障がいのある人にとって必要とされる社会的な制度の整備や支援を行うための財源の確保が必要になると考えております。

- 4番（野上泰生君） ありがとうございます。障がい者の条例がもし制定された場合、当然ながら市長の思いが実現して住みやすいまちになれば、やはり転入してくる。それは共生社会の実現が果たされるわけだから歓迎であるという話です。ただし、さまざまなその経費に関しては、少しやはりふえるのかなということで、社会的な制度の整備や支援を求めていくという話ですが、実際に、財政のほうにお伺いしたいのですが、行政コストに対して国の支援は、現状どのようなになっているのかお聞かせください。もっと国に財政負担を求めていくべきだと考えています。

- 政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

国の財源措置としては、自立支援給付費などに対しては2分の1、それから特別障害者手当については4分の3といった国庫負担があります。一方、地方交付税につきましては、一応基準財政需要額に算入はされておりますけれども、市町村の人口をもとに画一的に算定するような配分方法になっておりますので、サービスの利用者数の増減に応じた財源措置とはなっておりません。いずれにいたしましても、これらの財源については、障害者自立支援法などの法令の枠組みの中だけのものであって、障がい者が健常者と同じ生活ができる環境を整備するための施策に対する財源措置としては十分ではないというふうに考えております。

障がい者の基本理念を考えますと、住む地域によってサービスに格差が生じないようにすることが大切でありますし、また、自治体の財政負担が過重にならないようにする必要もあると思います。全国市長会等でも提言を行っておりますけれども、やはり国に対しては必要な財源措置を十分に求めていきたいというふうに考えております。

- 4番（野上泰生君） これ、国は障害者基本法の基本的な理念にのっとして、今回、平成28年4月からの施行に向けて法律を出して閣議決定、国会に今出されている状態だと聞いています。別府市は、国に先駆けて障がい者の人権格差の是正に取り組もうとしている。障がい者が自立して住みたい、住みやすいまちを実現しようとしているわけです。その別府市が、障がい者の方がたくさんふえて財政的に困ったなんという状況にはなってほしくないのです。むしろ私はまちづくり的にも、特に中心市街地等においては、やはり高齢者、障がい者の方がたくさん住んでまちが発展していくというモデルを、全国に先駆けてつくっていただきたいのです。そのためには、国からの財政的な優遇措置を受けられるように積極的に訴えていくべきだと考えています。いかがでしょうか。お聞かせください。

- 次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

障害者基本法第1条に、共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するという目的規定がございます。国の責務も当然あると考えておりますので、国からの補助金など、支援の必要を全国市長会などを通じて国に要望を行っていきたくと考えております。

- 4番（野上泰生君） ぜひお願いしたい。全国市長会でも地域医療、福祉施策に関する重点提言ということで、6月に会議で決定されています。まさに別府が、まだまだ、もちろん条例が制定されたわけではないのですが、先駆けてこのようなモデルを実現することで全国が続いていくというふうに、やっぱりせっかくならなっていたいただきたいと思います。

それともう1つ。先ほど市長の答弁の中で、障がいを持たれた方が住みやすい、もしくは訪れた方も喜んでいただけるという話をさせていただきました。私は、温泉観光都市別府

としては、旅行で訪れた障がいを持たれた方も最大限旅行を楽しめるようなまちになるべきだと考えています。しかも、この場合は完全に観光客として来ていただけるわけだからいいわけです。こういった温泉観光都市別府の特色として、今回のその条例に、障がいのある観光客への合理的配慮というふうな条項もぜひ入れていただきたいのです。それはいかがでしょうか。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

この条例の施行によって別府市に暮らす障がいのある人たちが、安心して安全に住むことができるまちづくりを行うことは、障がいのない人にも住みやすく、観光客の皆様には訪れやすいまちになると考えております。高齢になると何らかの障がいが生じることは誰にとっても可能性のあることで、何らかの障がいがあることは決して特別なことではなく、誰もが身近な事柄として捉えることが必要であります。これは、今後における、誰もが旅行を楽しめる環境づくりのための観光のユニバーサルデザイン化が必要であることを示しているものであります。観光のユニバーサルデザイン化に当たっては、その意義や効果に関係者が理解し、その実現化へ意思に関係者全体で共有する必要があると考えています。

条項をつけ加えることにつきましては、この条例を制定するに当たり、受けた答申を最大限尊重する必要があり困難と考えておりますが、観光客に対する合理的配慮は、生活支援及び生活環境における合理的配慮に含まれていると考えております。

○4番（野上泰生君） ちょっと困難と言うか残念なのですが、本当に今、この条例を制定していく中で当事者と行政が一生懸命やっているのはわかるのです。ただ、事業者がやっぱり入っていないですね。そういう意味では今後でいいですから、ぜひ。観光業界でも熱心な旅館はいっぱいあるのです。ぜひ加えていただいて、障害を持たれた方も楽しめる別府を実現させていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（吉富英三郎君） これをもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。以上で本日の議事は終了いたしました。あす18日から20日までの3日間は、委員会審査等のため本会議を休会とし、次の本会議は、21日定刻から開会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、あす18日から20日までの3日間は、委員会審査等のため本会議を休会とし、次の本会議は、21日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時48分 散会